

第一回国会 大蔵委員会 議録 第三号

昭和六十一年二月十二日(水曜日)

午後零時九分開議

出席委員

委員長 小泉純一郎君

理事

筆山 登生君

理事

中村正三郎君

理事

坂口 力君

理事

上田 卓三君

理事

越智 伊平君

理事

加藤 六月君

自見庄三郎君

高鳥 修君

長野 祐也君

東 創平君

伊藤 昌雄君

戸田 菊雄君

古川 雅司君

成二君

正森 伊藤茂君

外務大臣官房審議官

大蔵政務次官

大蔵大臣官房主計局長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

長官

出席政府委員

出席國務大臣

出席國務大臣

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

大蔵大臣

竹下 登君

同日

辞任

賀仲

林

林

林

林

林

林

林

林

林

林

林

山中

貞則君

孝生君

坂井 弘一君

藤波

正君

秋にはまとめたものの答申を賜ろうということです。矛盾をお感じになると思いますのは、私どももしたがって今度の税制調査会の答申ではいわば増税の種を探すわけではないわけあります。言つてみれば、あくまでも歳入歳出のニュートラルな姿のものをいただいて、それから先は政策選択の問題にならうかと思うのでございますが、今日財界でいろいろなお話があるにいたしましても、私どもとしてはあの臨調の「増税なき財政再建」、すなわち新たなる税目を求めることによって大きく租税負担率を変えるようなことをしなやならぬということは今守つておるわけでございますから、それが変わらぬかもしらぬ。

だから、私どもは今「増税なき財政再建」というものを堅持しておるわけでありますから、例えば仮に八月にまた概算要求基準を設けます際には、それが変更された形で概算要求がなされるということ是非常に難しい問題じやなかろうか。その秋になつて両方そろつて、まあニュートラルな形でござりますが抜本改正のあるべき姿というものが出て、その後やっぱり国会の問答等を通じながら国民のコンセンサスが那辺にあるか、もつとサービスを削つてもいいというコンセンサスになるのか、いや、いささかの負担増は、受益者も国民だしまだ負担するのも国民だからその負担増に耐えなければならぬというコンセンサスになるのか、その辺を見きわめて、政策選択の問題としてその増収措置というのは残つていく課題ではなかろうか。税制調査会の諸問はあくまでもニュートラルなものであらねばならぬではなかろうかというふうに考えておるところであります。

○伊藤(忠)委員 大臣がおっしゃるとおり、税制改革というのはそこに目的を置くのですかね。やっぱりそういう趣旨でやられていることなんですね。ところが、政策選択が必要だといひじ

くも言われましたけれども、そのいい部分だけを取り出して、しかも全体像は秋の段階でなければ明らかにならないにもかかわらず、四月の段階で大きな格好で言われるということは私は大変問題だと思つのですね。

ですから、税制改革というのはやっぱりトータルでメスを入れていって、制度としてこういうことが不公平税制なんだということですから、その中で例えは政府としては、まさに大臣言われたようくわかりますが、そのことがまだ議論の途中で、四月段階にはこういうことだといふうにぶち上げるのは、これは総理の考え方が那辺にあるのか。政治的な判断も加わつておるわけでございましょうが、そういう点ではひとつ大蔵大臣、その点は遠慮なさらずに、台所を預かる大蔵省としてはそういうことにや困るんです、そういうことじや困るんですと。いい格好だけされ、秋の段階でトータルで一応の結論が出来ます、答申が出来ます、そこで政策の選択をやるときに狹められるという事になったのではかえつてこのことで期待する國民が、何じやそうじやなかつたじやないか、これは増税じやないか。大衆課税、しかも大型間接税というのがもう何か本当にやられるような格好で先行しているわけですよ。そういうことはいたずらに、税制をめぐる本来やらなければいけない、抜本的にメスを入れなければならないといふその目的がどこかに吹つ飛ぶんじやなかろうか、私はこのように考えるわけとして、せひともその点は、そのようないいところどりで、しかも先行させるような格好は、かえつて税制調査会も言つならば冷静な判断を失いかねない、このよう思いますので、その点についてもう一度お伺いしたいと思うわけであります。

○竹下国務大臣 やはり税制調査会で御答申をちょうだいするその審議の手順として、今御指摘なさいましたようにゆがみ、ひずみ、重税感、それなどにあるかといふようなところから入つていいがどこにあるかといふようなところから入つていい

こうということでござりますので、別に私はいい格好しいとでも申しますか、そういうことではないではなかろうかなというふうに思つております。それから、それで国民にある種の誤解を与えるようなムードを生ずるということは、日本国民の方が賢いわけでございますから、そんなことはなかろうと思つております。

したがつて、まだ予見を挟むわけにはいきませんけれども、まさかこれだけの減税をやりなさい、金額を明示して、それはこれとこれとでやるべきですといふようなところで必ずしも具体的な中間報告がいただけるかどうかもまだわかつておりませんけれども、中間取りまとめのときは金額まで明示してのものがいただけるかどうかということは、わからにそうだらうとは私は予測しておりません。やっぱり重税感、そのひずみ、ゆがみ、そういうものはこの辺にあるからこういうところに力点を置いた勉強、政策選択をすべきだ、こういうようなことになるのはなかろうかな。中間報告をちようだいできるかどうか、これは税調の自立的な判断で進められるわけでございますが、まあ春と言つておられますか、スプリング・ハズ・カムがいつであるかは別といたしまして、そのころまでにゆがみ、ひずみは指摘しなさいよ、こういうことじやなかろうかなと思つております。

○伊藤(忠)委員 最後に一言。今も大臣おっしゃいましたけれど、「増税なき財政再建」ということで進められてきたわけですが、どう考へてもそれは難しいんじやなかろうかと、いう感じがします。その点について大臣の見解は依然として変わらない、こういうことでありますか。

○竹下国務大臣 やっぱり「増税なき財政再建」というのは今日まで大きくなつてこになつたと思います。その点について大臣の見解は依然として変わらない、こういうことであります。

NTTの株問題について、大臣一時間ほど御席だと聞きましたので、私の予定としてはちょっと順序が逆になつてゐるのですが、この問題は非常に大きなものですから、この問題からお聞かせをいただきたいと思います。

新聞記事でなかなか詳しく出ておりまして既に御案内のとおりだと思うのですが、これは二月四日の朝日新聞を私読んだわけでございます。非常に具体的でありまして、例えば株売却の方法については二段階方式でやつていく、大蔵省が何かそういう方針を固めたというような表現になつてゐるわけです。ですから、この新聞をそのまま読んだ感じでは、ああそうかな、こういうふうに思つわけでして、そういう方針を大蔵省が早々とお決めになつていただのかなといふに私、疑問として感じますので、まず一点、その点についてお伺いいたします。

○竹下国務大臣 結論から申し上げますと、大蔵省として電電株式の売却方針を固めたという事実

はございません。これは前国会いろいろの御議論いたしましたが、やはり国有財産中央審議会というものが存在しておる、しかし必ずしも株売却等についての学識経験者の方ばかりとも限らない、したがつて、その公的な審議会の了承を得た上で、大蔵大臣の研究会として民間有識者の方に集まつてもらつて電電株式売却問題研究会を設けて、そして適宜関係者の意見を聞きながら日下鋭意検討をしておるということです。

研究会に対しても願いしておるのは、四月をめどに意見の取りまとめをお願いする、こういうことになつております。その研究会の意見を今度は了解を得た国有財産中央審議会に諮問して答申をいたたくという手順をとりますので、売却方針を固めたという事実はございません。今度予算書に入れさしてもらつた評価、どういう評価で入れたらしいかという勉強で我々は精いっぱいであつたというのが現状でございます。

○伊藤(忠)委員 研究会で今具体的に議論をされ定の結論、審議会にさらにこれが持ち込まれてているわけですから、その研究会で議論をされた最終的には答申、こうなるわけですが、しかし、六一の財源確保に絡みまして百九十五万株ですか、二十一万五千円ということで一応予算に組み込まれる、その任に大蔵省は当たられているわけですから、研究会との言うならば意思統一といいますか、その辺は非常に緊密であるうと思うのですね。ですから私は、新聞記事にどうのこうのと言うわけじやありませんが、今日まで議論をしております研究会の考え方と大蔵省の考え方には両者そつ懸隔はないと思うのです。全くこれは懸隔があつて研究会が勝手に別の方向を向いて走っているというものではないと思うのですが、その辺はどうですか。

○中田政府委員 大蔵省の見解というものを見ますので、まだ固めておりませんので、御質問のように研究会の意見と大蔵省の意見が分かれるかどうかといふことに對して、今即座にお答えする段階ではないと思います。

私ども、国会でいろいろ御議論いたしましたときに、できるだけ広く民間有識者の方々の意見を聞いた上で勉強し、結論に到達したいと言つておりますので、むしろ大蔵省の立場は白紙と申しますが、研究会等に既に参考の方々が来て御意見をいただきましたが、まだ研究会自体としても意見の取りまとめをお願いする、こういうことになつております。その研究会の意見を今度は了解を得た国有財産中央審議会に諮問して答申をいたくという手順をとりますので、売却方針を固めたという事実はございません。今度予算書に入れさしてもらつた評価、どういう評価で入れたらしいかという勉強で我々は精いっぱいであつたというのが現状でございます。

○伊藤(忠)委員 研究会で今具体的に議論がされまして審議会に行きまして、審議会で最終的に答申が出来まして、それを受けて大蔵省が一定の方針を決められます。方針を決められて、それが国会に諮られるのですか。国会の意見はどこで具体的にお聞きになる方針なのか、その点はどうでしょう。

○中田政府委員 既に研究会には、前国会までの法案の審議の状況でござりますとかあるいは各委員会での御意見ですとかいうものは御披露いたしております。また今国会においてもいろいろ御意見を賜ることだらうと思いますし、そういうものは研究会の意見に可能な限り反映させていきたいとこうふうに考えております。

ただ、これから先のステップにつきましては、中央審に研究会の報告が出来ましたら、先ほど大臣からも御答弁ございましたように、それを参考にしながら、国有財産中央審議会というのは一応国庫に保管、処分に関する公的な機関でござりますので、そここの御意見をちようだいするというところまで固まっております。その後、政府が意を決定するまでにどういう段階を踏むかという

も、やはり国会の場での一定の議論なり、議論を通じて意見なりを聞かれるということは、事が重要なだけに、そのことの段取りについてはまだ検討されていないと言われましたけれども、しかしそのことは、やはりこれだけ世間が騒いでいる中でこの問題が扱われていくわけですから、そういう手だてといいますか、政府、大蔵省としての考え方というのはこの段階で明らかにしていたいなかともいいのではないかと私は思うのです。これまでの委員会の審議は、私もひもといてみましたけれども、実際にやられている委員会というのはもちろん大蔵、通信ですね、それほど突っ込んだ議論というのは余りされないわけですよ。あのときは法案三法審議が中心でございまして、それがいつ存じます。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、研究会で議論がされまして審議会に行きまして、審議会で最終的に答申が出来まして、それを受けて大蔵省が一定の方針を決められます。方針を決められて、それが国会に諮られるのですか。国会の意見はどこで具体的にお聞きになる方針なのか、その点はどういう範囲、どのような方法で株を売り出していくのかなんという、そんな細かい議論はこれまでなかつたと思うのですね。ですから、株を売却するに当たつての具体的議論というか、そういう検討というのはまさに今やられておりますし、これからが、国会の場でも意見を聞いていただくというか、そういう議論の場があった方が、大きな問題を扱われるわけですから、これは政府としてもその方がかえつていいのではないか、こういう立場で私は申し上げておりますので、そのことに付いての段取り、展望についてお考えでございましたらひとつ明らかにしていただきたい、かよう思ひます。

○品川説明員 お答え申し上げます。

現在の状況で申し上げますと、昨年の六月二十一日付で第一種電気通信事業者といたしまして、略称で申し上げますが第二電電、それから日本テレコム、日本高速通信、いわゆる地上系の通信会社三社、それから衛星系の会社といたしまして、日本通信衛星、それから宇宙通信株式会社、この二社、計五社につきまして許可がなされたところでございます。現在これらの五社はまだ営業を開始してございませんで、目下準備中ということでございます。各般にわたる営業活動を統けているようございます。

今後のスケジュールでございますが、地上系三社につきましては、今年秋に専用線サービスを開始したいということで工事あるいはセールスといふことを進めておるところでございます。また衛

星系の二社は、六十三年春サービス開始を目途に諸準備を進めておるという状況でございます。

以上でございます。

○伊藤(忠)委員 今お答えいただきましたが、そ

うしますと第一種業者の場合、地上業者の場合に

は六十一年の秋あたりが専用線サービス開始、そ

れから六十二年の秋に一般電話サービスを開始す

る。この段階で市内ネットワークにアクセスする

というような格好になると思うのです。衛星通信

業者の場合には、今御答弁がございましたように

六十三年の春にサービスインですか、実際に営業

開始するというのはそれ以降ですね。大体そういう

ようなペースで市場参入が行われるということ

が理解できるわけです。

そうしますと、本格的な競争体制に入るという

のは早くても六十三年というふうに考えられるわ

けですから、そういう理解でまさか否定され

ないと思うのですが、どうですか。

○品川説明員 事業態様によりまして遅った面が

出でこようかと思いまして、ことしの秋か

らどのような市場環境になるのか、六十一年秋

早々からどうなるのか、今予断を許さないところ

でございますけれども、いわゆる本格的営業とい

うことになるためには相当日時を要するのではな

いがというふうに見ております。

○伊藤(忠)委員 結局は、完全な競争体制に入つ

た状況の中で初めて、民営化したNTTももちろん

商売はこんなものかときつ感じる場面もある

だろ、それが公正競争条件のもとでやつて

いつてほしいという民営化の趣旨だろうと思うの

ですね。電電の民営化というのはそこに求めてい

たと私は思うのです。市場の自由競争というので

すか公正競争、民営化して会社として一人前に

やつていけるというのは、そういう状態になつて、

そこでのように経営がやられていくだろかと

いう状況を見て初めて、民間としての言うならば

実態というのですか状況を把握することができる

時期だろ、このように私は考えるわけですが、

その点どうですか。そういう理解でいけませんか。

○品川説明員 電気通信市場における市場一般論としては、先生のおっしゃるとおりだらうと思ひます。

○伊藤(忠)委員 そこで、大蔵省にお伺いをする

のですけれども、株売却の時期なんですが、これ

が六十一年度中に——これは研究会が今そういう

検討をなされているやに私は聞いているわけです。

ね。六十一年度中に株売却の体制をつくられたい、

そういう一定の意向をお受けになって、大蔵省と

しても六十一年度予算の中に百九十五万株をこれ

の値段で売った場合にはこれだけの財源が入

るだらうということで本予算が組まれているわけ

ですが、六十一年度中に株売却の時期を決められ

るということは、今郵政省の一定の見解がござい

ましたとおり、私は二年ほど早過ぎるのじやなか

ろうか、このように思うのですが、その点につい

てどうお考えでございましょうか。

○中田政府委員 電電株式売却問題研究会で都合

八回ほど議論をしていただいておりますが、全般

いろいろ御説明を申し上げました後、これをいつか

ら売却するのが妥当だらうかというふうな御議論

は、予算編成の関係もありまして早目にしていた

だいたわけでございます。

そのときに研究会として基本的な考え方は、や

はり電電公社の民営化の趣旨からして、必要な条

件が整い次第、漸次株式の売却をしていくことは

基本的に妥当ではないだらうか。そういうこと

から、では一体六十一年度という年は売却するに

当たつてどんな感じであろうかということで、六

十一年度におきましては民営化後最初の電電株式会

社の決算が発表されるわけでございまして、そ

なれば、投資家に対する企業内容の開示など、広

く民間に株式売却を行う上で必要な条件は整つて

くるであろう。また、議論をしておりました途次に

NTTの中間決算の発表もございましてけれど

も、その中間決算の経営成績も順調に推移してお

りまして、当初の収益計画を相当上回るような予

想が成り立つておる。そういうことからいつで、

六十一年度に株式売却を行つと言つても支障はな

いだらう。したがいまして、具体的な売却方法等については研究会としては今後検討を進めていかなければいけないけれども、六十一年度中に株式

の売却を実施する体制を整備しておくことは十分

可能ではないだらうか。そうであるとすれば、こ

の法律に基づまして売却を行います場合に国会

の議決が必要なので、あらかじめ議決を得ておくこと

が適当であろう、こういう御意見をいたいたわ

けでございます。このような考え方方は私ども納得

できるところでござりますので、これを受けまし

て六十一年度予算に売却限度数を掲げさせていた

だいたというのが現状でございます。

○伊藤(忠)委員 御説明があつたのですけれど

も、やはり完全な競争体制に入つていないので段

階で早々と株売却を行うということは、NTTと

いう会社が実際に市場競争の中で耐えていくの

か、財務の関係は一体どうなるのかということが

本当にわからぬと思うのです。本来純粋に考えた

ら、政策的な観点が絡んだら別ですけれども、そ

うでなければそれが本筋ではなかろうかと私は思

うのです。そういう会社の状況の中でこの株を売

却する場合に、一体それにどういう値段がつくの

かということは、もちろん市場の動向にもよりま

すけれども、その会社の体力そのものによって売

り出しの場合には値段というものが大きく形成さ

れてくるわけです。そういう立場で考えますと、

六十年から売つていくということは、今も説明

がございましたように、市場に参入して電気通信

市場が完全競争体制になつてない段階でそのこ

とを先行させるというのははいだけないのじやな

いか、早過ぎるのじやないか。民営化の趣旨を生

かしてということならば、少なくとも六十二年の

NTT決算を見た上で、大蔵省は一人株主ですか

ら、そのあたりから売りに出ようか、そのように

時期を決められるのが妥当なのではないか、その

方がベターなのではないか、私はこのよつに思い

ます。大臣、どうでございましょう。

○竹下國務大臣 やはり、苦労していただきました

と、それで民営化した段階で一つの疑問とし

て生じますのは、いわゆる私一人株主という状態。

やはり多くの人が株式を所有することによってい

るいろいろな意見も出てくるでありますし、民営

化の実が余計上がるのじやないかという本質の問

題があります。それについて、このよつは国民

共通の財産であるからこれは可能な限り有利に売

られなければならないかね、しかもそれはいさきかの疑惑を与えるものであつてはならぬということです

いろいろ議論いたしました。

それで実際問題、まずは決算を一遍もしないの

に値決めができるのか。随分部内で議論いたしま

したが、その根拠は、必要に応じて理財局次長か

ら御説明申し上げても結構でございますが、民営

化の趣旨に沿つて可能な限り早く民間へ放出する

という筋はやはり通しておいた方がいい。しかも、

今までの状態からして、少なくとも今これが配当

可能の状態にあるということは十分判断できるわ

けでござりますから、そういうことを研究会でも

いろいろ議論していただいて方針として決め、予

算として議決をお願いするように提案をしておる

段階でござります。

○伊藤(忠)委員 私は言葉じりをとらえているわ

けではありませんが、できるだけ早くこの株式を

放出するのがいいというのは、逆ではないかと思

うのです。株主として実際に置かれている大蔵省

の状況というのは、そのことよりもむしろ財政赤

字を何とか埋めしていくためのメリットというのを

そこに求められる。だから、むしろそのことを重

視してやられていると私は感ぜざるを得ないので

す。

なぜかといいますと、國民に放出していくこと

を急ぐ理由が私どもちょっと思い当たらないわけ

ですが、例えば六十一年度に売り出す株数が百九

十五万と言いますが、百九十五万という大変な數

の株式を市場に放出するのは今時期がよくないと

私は思うのです。なぜかといいますと、現在は世間では非常に財テクノロームで、これは近々の雑誌じやありませんが、もうかるぞというような宣伝、最近は言葉も非常にきつく、もうかるぞというような表題になつていまして、NTT株は百萬円かと書いてあるのですよ。そういう雑誌広告が車内にだあつと張つてありますね。そうすると、今財テクノロームでございまして、公定歩合で金利は下がるわ、貯金をするよりも株でもうけようかという雰囲気が非常に広がっている中でこの売却を急がれるということは、かえつていたずらに投資熱をあおることになるのじやなかろうか。財政を預かるという大蔵省の立場からするならば、一人株主といふ立場からぢやなくて、これを早く売つて六十一年度の赤字財政の補てんに充てる、六十一年度に売却の時期を決められたその心はそこに強く置かれているのじやなかろうか。

それではいかぬ。それでは角をためて牛を殺すというようなことになるわけです。NTTを民営化した趣旨というのはそういうものではなくたはずだ。その趣旨を生かすのだったら、市場の実勢からいきましても、今説明があつたように少なくとも六十二年の決算を終わつた段階でそのことを検討される、あるいは六十三年、実際に市場競争が完全にやられるという状況で踏み出してもむしろ遅くはないということを私は強調したいのですが、再度、どうでございましょうか。

○竹下国務大臣 民営化したというのは、そして決算の見込みで一応配当も出るというような状態であります。いま一つは、国民共有の財産だから可能な限りいい値で売れるようについての気持ちはもちろん持っておりますが、かれこれ勘案いたしまして、結局今度のような八分の一ということで授権をいただこうかという結論に到達したわけでありま

○伊藤忠委員 私がお聞きしたい点に触れられなかつたわけですが、時間の関係がござりますので次に行きます。

売却の方法について、これは新聞だけじゃなくて雑誌の方も随分切り込んだ記事を出しているわけです。大蔵省としては、売り出し価格を決める方法として競争入札方式でいくのか隨意契約方式でいくのか、何か二つあるそうですが、どちらのやり方で対処されようとしているのか、その点をお伺いします。

○中田政府委員 先ほども申し上げましたように、大蔵省として態度を決めておるわけではございません。

一般論として申し上げまして、市場価格の存在しない株式を売却する場合に、基本的に一通りのやり方があらうかと思います。一つは、売り出す前にあらかじめ価格を決めてこれを広く公募していくというやり方でございます。それに対しまして、むしろ価格はマークセットで決めていただくという考え方による売り出しの仕方、この二つが基本的な態様としてあらうかと思います。それぞれ一長一短でございまして、私どもまだどちらがいいというふうな結論に達しておるわけではございません。むしろ、参考人の意見も分かれでおりましたし、またこれから研究会で自由に御議論いただきまして、その議論の帰趨を見きわめてまいりたいと考えておる次第でござります。

今おっしゃつたように一通りではないということなんですね。それは検討いただくことになるんでしょうし、私たちもまた意見は申し上げなければいかぬと思つておりますが、研究会で言われていてある一定の考え方というのは、お聞きしますと一段階方式だ。つまり少数の人が競争入札をやりますと、値決めする際に非常に低く落札される。不当に安い値段で落札をされると、これが市場に出た場合との格差が非常に大きくなります。そのことによつて不当な利益が特定の人たちに入るということではいかぬわけですから、何かそういう議論が非常にやられて、一段階方式がよからうとうことでもあつたそうです。

この二段階方式というのですか、より多くの人が集まつて値段を随意契約方式でやつしていくといふことを私は主張したいわけであります。つまり、国民共有の財産ですから広く国民に行き渡るよう配慮しなさいということが、これまでの国会審議の中でもあるいは大蔵大臣答弁でもその趣旨が述べられているわけですから、その趣旨を踏まえて、ぜひとも私たち主張したいことなのでございまますが、多くの人に公平に行き渡る方法は一体何かということを考えますときに、それは電話加入者を優先的に申し込めるようにしまして、希望者が全員に行き渡るということに実際なかなかならないと思いますが、今電話加入者の持ち数というのは四千万近いわけですからともそれだけの株は出ませんから、そうするとそこは、公平にどう行き渡らせるかということになれば、くじに当たつた人ととの間で随意契約を結んで売り渡す。この株を大衆化していくというか、多くの人に共有財産の一端を持っていただくという意味でそういうやり方をぜひとも採用していくべきだ、私たつた人への人が当たつたということになれば、くじに当たつた人との間で随意契約を結んで売り渡す。考え方について大蔵省はどうお考えでございましょうか。

日新聞の記事が研究会での議論であるかのようないい處を紹介したりでございましたけれども、必ずしも研究会の御意見は、朝日新聞の記事のようなもののが色濃くにじみ出でるわけではないと思ひます。まだそこまで煮詰まつておりませんで、いろいろな考え方を議論していただいているところでござります。

そして、基本的には、やはり公正な売り出しでなければいけない、それと同時にできるだけ多くの国民が参加しやすいようなやり方でなければいけないというふうな考え方方は、研究会でも多くの方が述べておられるところでございます。そういう基本的な考え方方は割合わりやすいのですが、それを具体的な売却方法に当てはめていくとなるといろいろな問題が出てくるのだろうと思ひます。その辺は、これからじっくりと詰めさせていただきたい。

したがいまして、今先生がお取り上げになりました、広く公募して、そして申込者が多ければ抽せんなりなんなり公正な方法で割り当てるというのも、恐らく一つの考え方として研究会でもいざれ議論出てくるものであろうと思ひますが、それ以外にもやはりいろいろな考え方は出てこようかと思ひます。

その前に、まず基本的に売り出しの価格というのはどうなるのだろうか。大勢の方が申し込んでくださるかどうかというのは、一にかかつてNTT自体の企業内容、業績にもよりますけれども、その売却される価格にもよるわけございます。そういうところを一体どうして決めていいだらいいのか。先ほどお答えしましたのは、市場価格がないわけでござりますから、この価格の決め方としては、マーケットで決めてもらうというやり方と、あらかじめ何らかの方法で政府が決めるといふ二つの基本的なパターンがあるわけございます。そのいずれにつきましても一長一短がござりますので、そういう問題も含めて広く研究会で御議論していただいて、そしてその議論の帰趨を見守ってまいりたいというのが私どものただいまの

立場でございます。

○伊藤(忠)委員 二つの点をぜひとも今後しんしゃくされたいと思いますが、その一つは、多くの人に株を所有していただこうという点で検討中であるということは、私たちも大いにその点は喜んでいるわけでありまして、それを実現させていく具体的な方法として私は自分の考えていますことを申し述べましたので、そういう意見を研究会の場にも反映ができますように、大蔵省の方としても鋭意ひとつ努力をいただきたい。もちろん別途国会の場でも審議の機会があろうかと思いますが、それが第一点でございます。

二点目は、売り出し価格と初値の関係、B.T.、イギリス電電の例をとりましても、非常に格差が大きかつたものですから非常に混乱をいたしました。その辺、私たちは実態調査で聞いておるわけであります。したがって、そういうことが起こらないように、不当に安い値段で売り出し価格が決められるということのないよう、その点はぜひとも大蔵省の方でも研究会に反映ができるよう努めをいただきたい、このように思いますが、どうぞございましょう。

○中田政府委員 本日の先生の御議論も研究会の場には率直にお伝えし、その研究に十分参考にしていただきたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 次に、持ち株会のことについて省の見解を賜りたいと思います。

社員持株会の制度は、東証一部上場で調べました。九〇%程度の企業が既に採用しているわけあります。これらの持株会へは新株の発行に際して一〇%の割り当てがなされている、大体これが実態でもございます。持株会がこのように一般的に設置をされているその趣旨といいますか、目的といいますのは、一つは株の安定的な確保、二つが職員の勤労意欲の増進を図る、持株会というのはそういうものとして寄与できるところにメリットが求められて、今日九〇%程度の上場企業で持株会が運営されているということなんであります。このような立場から、NTTの方で

も既に全社員を対象にしました結成の準備が行われているように私は聞いております。

そこで私は、NTT持株会が設置できるよう

に、次の具体的な意見を含めまして、大蔵省の見解を賜りたいと思うわけです。

その一つは、持ち株会の結成といいますのは、さきにも述べました趣旨に基づくものなんでござりますが、最近の傾向といいますのは、安定株主

対策というよりも財産形成に流れていくような傾向が実態としてござります。こうなっては世論の批判を受けることになるわけでありまして、そくならないための歯止めというものを内面指導で行

う必要がやはりあるだろう。その具体的な対策として、例えば定款上、途中で脱会したり再加入を認めないというようなことを明記することによつて——そういう財テクの方法としてこれがや

られていく、それがいつの日にか主目的に変更を

わっていたなどいうのではこれは持ち株会をつくる趣旨にやはり反しているわけですから、そういうことを定款で今私が申し上げましたような格好で

明記をして歯止めを行うというのが第一。

第二は、株式売却の中でも述べましたように、電話加入者に広く株を所有してもらう、このこと

との関連で、持株会員は二重権行使が問題にならうと思うのです。つまりどうしたことかといいま

すと、持株会員でもあるし、電話加入者の一員

でもあつたら、その持株会員だけは一人一株で

制限した場合には二株持てるという、二重権行使

と私は呼んだわけござりますが、そういうことになつたのはこれはやはり問題になると思いま

すので、これは常識的に考えてそういうことは

出ればという前提で言われてしまうんですね。

研究会の意見なり答申はもちろん尊重されるとい

う立場で大蔵省は対処されると思うのですね。同

時に、一人株主なんですね、大蔵省は。ですから、

そういう立場でひとつお考えをいただいて、答申が出ればそれを最大限に尊重するし、これまでの

国会審議の答弁の過程でも、持株会については、直接は触れられておりませんけれども、主張をさ

れる趣旨については極めて前向きの印象ある答弁

がござりますが、この点について再度どうでございましょうか。

○中田政府委員 きょうの伊藤委員の御議論を率直に研究会の方に御報告いたしまして、そして審議の際の一つの参考に供さしていただきたいと考

えております。

○中田政府委員 御質問を二つに分けまして、まず持ち株会の形成でございますけれども、これは基本的に会社と従業員との間の、組合との間の問題でござりますので、私ども、それに対して指導するとかあるいは何か御助言申し上げるとかといふような立場には全くございませんで、むしろそ

の成り行きを注目して見守つておるところでござります。

現時点では持ち株会はまだできておりませんけれども、持ち株会ができたらそれに対しても特段の割り当てを願いたいというふうな御意見は、研究会の参考人の意見聴取の際も、何人かの参考人からそういうことは世間常識だからいいではないかという御意見もございました。しかしながら、必ずしもそれに好意的な意見ばかりでもございませんでしたので、恐らく研究会で今後この問題もかなり議論になるだろうと思います。

私どもの現在の立場は、先ほど来申し上げてお

りますように白紙の状況にあります。研究会等でいろんな御議論が出てまいり、その帰趨を見守つてまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○伊藤(忠)委員 研究会の意見なり審議会の答申が出ればという前提で言われてしまふんです、が

研究会の意見なり答申はもちろん尊重されるとい

う立場で大蔵省は対処されると思うのですね。同

時に、一人株主なんですね、大蔵省は。ですから、

そういう立場でひとつお考えをいただいて、答申

が出ればそれを最大限に尊重するし、これまでの

国会審議の答弁の過程でも、持株会については、

直接は触れられておりませんけれども、主張をさ

れる趣旨については極めて前向きの印象ある答弁

がござりますが、この点について再度どうでございましょうか。

○中田政府委員 きょうの伊藤委員の御議論を率

直に研究会の方に御報告いたしまして、そして審

議の際の一つの参考に供さしていただきたいと考

えております。

○伊藤(忠)委員 それでは次に、給与改善費の問

題についてお伺いをしたいと思います。これは六

〇伊藤(忠)委員 それでは次に、給与改善費の問

題についてお伺いをしたいと思います。これは六

〇伊藤(忠)委員 それでは次に、給与改善費の問

題についてお伺いをしたいと思います。これは六

〇伊藤(忠)委員 それでは次に、給与改善費の問題についてお伺いをしたいと思います。これは六

〇伊藤(忠)委員 それでは次に、給与改善費の問題についてお伺いをしたいと思います。

給与改善費の人効ととの関係、ずっと私も過去の経験を見たわけでございますが、民賃とのラスパ

イレス比較で人効が検討されるようになつたといふのは、たしか三十四年、実際は三十五年ですか、三十五年の人効からそういうふうに今日まで推移を

をしていると思うのです。それで、この給与改善費が盛り込まれるようになつたのが四十四年ですか、当初は五%から始まりまして二・五%，さらに

五十五年が二%、五十六年からは一%に削減をさ

れてまいりまして六十一年度がゼロですか、とい

うことに給与改善費の削減状況がずっと推移して

いるわけです。

まず初めにお伺いしたいのは、この給与改善費

が計上されるようになつた理由。四十四年以前は

なかつたわけですね。四十四年からは給与改善費

が事前に何%か組まれるようになつた。それはなぜかという点について、ちょっとお伺いしたいのです。

まず初めにお伺いしたいのは、この給与改善費

が計上されるようになつた理由。四十四年以前は

なかつたわけですね。四十四年からは給与改善費

が事前に何%か組まれるようになつた。それはなぜかという点について、ちょっとお伺いしたいのです。

まず初めにお伺いしたいのは、この給与改善費

が計上されるようになつた理由。四十四年以前は

なかつたわけですね。四十四年からは給与改善費

が計上すべきである、そういう考え方に基づくものであります。

七

ほり込むというのですけれども、なかなかそういうことに人勧との関係はないということを、後でまた私が聞けばお答えになる場面が出てくると思うのです。それは、人勧がどれだけ決まるか、どういう答えを出すかわからぬことを、前もって決めろと言われたってそうはいきませんよ、というような議論がこれまでしばしばやられてきているわけです。

ですから今の答弁じやありませんが、大体予想できるもの、予定できるものは当初予算に組んでいくことと、この5%から始まつたということなんですね。そうすると、二・五%に削られる、一%に削られる、果てはゼロになつたということは、そういう考え方からいつらどこかで矛盾するんじやないですか、そういう組み方だけで引き直していくば、そう思うのです。

なぜかといいますと、例えば人勧のアップ率が二けたを超えるという時代は、もちろんこれはございました。石油ショックの狂乱インフレのときなんかもそういうことを出していますけれどもね。しかし人勧のアップ率、つまり人勧の数字と給与改善費の数字とは、これは必ずしもリンクしてませんね、すっと見ましても。これはやはりそれは一貫してないのです。ですから、そういう理由だけ組まれたということになると、いろんな面で矛盾を生じるのですが、その点はどうですか、ちょっと私は疑問に感じますけれども。

○保田政府委員 給与改善費としまして予算に計上する趣旨でございますが、これは財源措置をあらかじめ講じておく、こういう趣旨に出るものであります。これによりまして毎年度予算編成の後、八月ごろに予想される人事院勧告をおきます。アッパー率の目安と、いうような趣旨のものではございません。財源措置、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

したがいまして、従来の予算に計上しましたバーセンテージと勧告との間に、非常に大きな乖離があり得るわけあります。

○伊藤忠(忠)委員 そうすると、これは単なる財源

措置であるから人勧とは直接関係がない、財源措置ができる年は、これまで歴史的に見れば最高5%なんですが、そういう場合だってあり得るし、財源が組めなければゼロでいくんだということなのです。

○保田政府委員 単純に言えばそういうことでござります。しかしながら、そのことと政府が人事院勧告をどのように扱うかということとは、必ずしも直接的な結びつきはございません。

○伊藤忠(忠)委員 しかし現実には、人勧完全実施をされた年度はもちろんでございますけれども、非常に政治判断が入つた、そういう年度だつて多いわけですね。そうすると、財源が組めれば給与改善費は計上するが、財政的にやりくりができるなければこれはゼロだつていいんだということになつていけば、それが人勧としては、もちろん人事院が決めるのだから出ますけれども、これをどのように実施するかという段階で政策決定に多様なインパクトを、影響を現実に及ぼすことになるだろうと私は思うのです。そういうふうに、給与改善費をどれだけ盛り込むか盛り込まいかといふことが、直接間接を問わずそういう財政的な環境をつくってしまう、このように私は考えるわけですけれども、かなりこれは影響が強いと思うのですが、その点はどうですか。

○保田政府委員 人事院の勧告制度を尊重すると、基本的な姿勢からいたしますれば、もちろん財政事情が許す限り何%かの給与改善費を計上することが望ましい、このことは私、否定しております。

○伊藤忠(忠)委員 私が聞いているのは、給与改善費をどれだけ組むか組まないかということが、人勧完全実施に対しても非常に大きな影響力を感じますと私は考える。及ばしませんか。そのこと

○保田政府委員 及ばさないようになります。その点につきましては、昨年

の十一月八日に政府を代表しまして官房長官の談話も発表されております。

○伊藤忠(忠)委員 人事院にお伺いしたのです。

○伊藤忠(忠)委員 これは別に書いたものがあつて、かわりまして、民間賃金との較差は正を図るという立場で人事院としては検討されまして勧告がなされる、こういうことなのであります。この点について人事院はどうでござりますか。

○小堀説明員 お答え申し上げます。

一方、人事院の勧告制度と申しますのは、労働基本権制約の代償という機能を有し、公務員の勤務条件、これは世間一般の情勢に適応させるといふ考え方に基づいておりまして、そういう意味で、先生おっしゃいますように三十四年から今的方式に基づきまして、正確に官民給与を比較して、その給与を均衡させるということを図つてまいつたわけでございます。そういうわけでござりますので、從来から申し上げておりますように、当初予算における財源措置によって勧告が影響を受けたわけでございます。そういうわけでござります。

○伊藤忠(忠)委員 大蔵省にお伺いしたいのですけれども、今人事院の方から、勧告については給与改善費のいかんを問わず影響は受けないという答弁がございまぎれども、人勧実施に伴うわゆる政府としての方針決定、政策決定ですね、そういうものにはこれはどうですか、実際の話、やは

り影響を受けるでしょう。

○保田政府委員 簡単に言いますと、受けないわゆる政府としての方針決定、政策決定ですね、そ

うの十一月八日に政府を代表しまして官房長官の談話も発表されております。それをごらんいただければ、この政府の姿勢は明らかであるというふうに考えます。

○伊藤忠(忠)委員 これは別に書いたものがあつて、かわりまして、民間賃金との較差は正を図るといふことでは、あなたはそれは全然影響はない、それは影響があると言つたら大変なことなんでしょうけれども、実際ににはそれがやはりついて回るんですよ。

このことは実態認識というのですか、そういうことにならざるを得ないというふうに私たちには思っておりますので、これは本来、今八六春闇がもう滑り出しているわけですから、八六春闇でも、これは民間の賃金が何がしか上がるでしょう。一定の較差が出来れば、人事院としては勧告と

ころでございます。その点につきましては、昨年の十一月八日に政府を代表しまして官房長官の談話も発表されております。それをご覧いただければ、この政府の姿勢は明らかであるというふうに考えます。

○伊藤忠(忠)委員 これは別に書いたものがあつて、かわりまして、民間賃金との較差は正を図るといふことでは、あなたはそれは全然影響はない、それは影響があると言つたら大変なことなんでしょうけれども、実際ににはそれがやはりついて回るんですよ。

このことは実態認識というのですか、そういうことにならざるを得ないというふうに私たちには思っておりますので、これは本来、今八六春闇がもう滑り出しているわけですから、八六春闇でも、これは民間の賃金が何がしか上がるでしょう。一定の較差が出来れば、人事院としては勧告と

したら公務員の皆さんには賃上げということになつていい、そうすると給与改善費というのは必
要になるということを見通せば、六十一年度の給
与改善費がゼロだというのは、いかんせん財政事
情が苦しい今日とはいえやはり問題じゃないか、
このように思うのですが、その点についていかが
であります。○保田政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、給与改善費というのは、公務員の給
与改定に備えるための単なる財源措置だ、こうい
うふうに御理解をいただきたいわけであります。
したがいまして、財政事情によりましてその何%
を計上するかということについては、先ほど先生
御指摘のような経緯を経てついに六十一年度予算
編成におきましてはこれをゼロ計上にとめたと
いうことでございますけれども、先ほど來何度もも
う一度申し上げておりますように、人事院の勧告
制度を尊重するという政府の基本的な姿勢には変
わりがないわけでござりますので、勧告が出まし
た段階で所要の財源措置を検討させていただく、
こうしたことになります。

○伊藤(忠)委員 時間の関係がございますから、

最後にこの点だけはひとつ確認をさせていただき
たらどうかと思うのです。つまり、これまでには
5%から改善費を持つてきましたけれども、六十
一年はゼロにしました。ゼロにしたというのは、財政
事情が苦しいから心ならずもそうしたのであつ
て、従来と方針を百八十度変えたというものでは
ない、したがつて、人勧が出されればそれを尊重
し完全実施に向けて努力するという従来の大蔵省
の基本方針、政府の基本方針は変わらない、この
ように理解をさせていただいてよろしゅうござい
ますか。

○保田政府委員 結構でございます。

○伊藤(忠)委員 最後になりますが、厚生省、遅
くなりましてどうも済みません。

国民健康保険の特別交付金のことなんでありま
すが、私がここで取り上げますのは、制度発足の
ときには種々論議がございまして、そんな経過の上

にこの制度がスタートしたと思うのですね。した
がつて、実際にその退職者医療制度に加入される
人がどれくらい出るのだろうかということを私も
関心を持って見ていました一人でございますので
取り上げたのですが、ところが当初の予想に反し
て相当の見込み違いを生じているわけですね。な
ぜそうなったのか、その原因について説明をいた
だきたいと思います。

○近藤説明員 私ども、退職者医療制度の創設に

当たりまして、各種の統計に基づきまして加入者
の見込み等につきましては正確を期したつもりで
あつたわけでござりますけれども、統計上の制約
等によりまして予測し得ない見込み違いが生じた
とということです。

退職者医療の対象者の減少について若干敷衍い
たしますと、退職後も被用者保険の任意継続被保
険者制度を利用してある方が私どもが思つたよりは
ずつとふえているというのが一点でござります。

それから通算老齢年金と申しまして、いろいろな
年金を渡り歩く方がいらっしゃるわけでございま
すけれども、この通算老齢年金の受給者につきま
してある程度の数を見込んだわけでござりますけ
ども、これにつきましては、厚生年金だけの統
計しかなかつたということで過大な見積もりにな
なつたということがあります。

それからもう一つ大きな点でござりますが、退
職者の配偶者でござります。これは被扶養者とい
うことと対象者になることになつていいわけです
が、私はそれがサラリーマンになりな
ました自分のお子さんの被扶養者になつていて、
つまり被用者保険の方に加入していくたという事
情がございまして、こういったことが私どもの見
込みよりずっと多かつたということで、四百六万
と見込んでおりましたのが約二百六十万程度に
なつたわけでござります。

○伊藤(忠)委員 そういうふうな実態把握のため
の資料は、今お聞きしますと非常にラフな中で予
算も組まれてきているのですね。でなければこん
な大きな違いは出ないと思うのです。あれもこう
思います。

いくと思つたけれどもそうでなかつた、これもそ
うだった、私たち意外に思うのですね。厚生省と
言えば、所管事項については何もかも大体把握で
きるだろうと思っていたのですが、聞いています
となかなかうまくいっていないというのですが、
そういう把握、捕捉するという点について改善策
はとられているのですか。

○近藤説明員 制度創設のときでござりますの
で、年金の受給者の方から把握したわけでござい
ます。ですから、国保に入つておられる方のといふよ
りも、どちらかといえば年金の受給者の方から推
計したわけでございまして、その面で、医療保険
の適用の関係と年金の適用の関係ということで連
絡の統計の資料が十全ではなかつたということで
ございまして、今後におきましては、当然のこと
ながら実績が出ておりますので、その実績に基
づいて推計をしておられるわけでござります。

○伊藤(忠)委員 国民健康保険のサイドからそ
ういうことは實際たゞつていかないと、年金の方から
たゞつていつて本当に把握できるか、といふのはや
はり疑問に思います。私詳しくないので、私
でさえそう思います。やはり健康保険からどう流
れるかということを決まっていくわけですから、
そのことはひとつ次年度の実態が正しくつかめる
ように努力をいただかなければいかぬと思いま
す。

六十一年度予算は二百三十億ですか、そうです
ね、計上されているのは、非常に少ないわけです
よ。六十年度の補正でいきますと一千三百六十七
億ですものね。私、金額のことを言うわけではありません
けれども、相当見込み違いですね。今回
二百三十億を計上してやつていつた、ところがま
たぞう同じような見込み違いが起つてはいかぬ
わけですから、その点で特にこれは議論がある
中で政府の方としてもやつていいこうというかなり
強い決意でこの制度を踏み出されたわけですか
ら、その帳じりが別のところに回つてくるよう
は困りますから、ひとつ十分努力をいただきたい
と思います。

○近藤説明員 六十一年度以降の国保の対策につ
きましては、先ほど先生御指摘のような特別交付
金が二百二十億ございます。それから、これは法
定のものでござりますけれども、財政調整交付金
約三千七百億程度あるわけでございます。こう
いったものの有効活用でござりますとか、あるいは
老人保健制度の改革あるいは医療費の適正化等
を通じまして、私ども市町村国保の財政安定のた
めに最大限努力いたしてまいりたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 どうぞひとつよろしくお願ひいた
たいと思います。

これで終わります。

○小泉委員長 午後五時四十分再開することと
し、この際、休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

○伊藤(忠)委員 そこで終わります。

○柴田(弘)委員 大蔵大臣がまだ予算委員会とい
うことありますので、それでは、大蔵大臣がお
見えになる前に、一、二点にわたつて質問をして
いきたいと思います。

○柴田(弘)委員 それは、今回の補正予算を見てまいりますと
要するに国保に対する交付金千三百六十七億円が
措置されているわけであります。昨年の厚生省
の調査によればこれは二千八十九億あつた、こうい
うことであるわけですね。この千三百六十七億円
の積算基礎はきちっとした根拠があるのかどう
か、まずその辺から答弁願いたい。

○保田政府委員 退職者医療制度の実施に伴いま
して市町村の国保の財政に大きな影響を与えま
したことは、まさに我々として残念な次第でござ
いますけれども、御指摘のように五十九年度実
績として約六百七十億円、それから六十年度で
千四百十億円、これは見込みでござりますけれど

も、その程度の影響を与えるということになります。

したのは、先生の御指摘のとおりでございます。これに対して何らかの措置を講じなければならぬということで、今回御提案申し上げております。

本年度の補正予算におきまして、国民健康保険特別交付金として千三百六十七億円を新たに計上して財政措置を講じたわけあります。当然のことながら、厳しい財政事情のもとでございましたので、我々といましましてはあらゆる努力を重ねた結果がこの数字に凝縮されているということで御理解をいただきたいと思っております。これらを合わせますと、保険者の財政力等々を勘案してうまく配分すれば何とか国保の財政はやつていただけるのではないか、こういうふうに思つております。

○柴田(弘)委員 私は、この千三百六十七億の積算の基礎、その妥当性といふものはないと思うのです。それを聞いておるわけです。今さら答弁は要りませんけれども、

要するに厳しい財政事情の中で精いっぱいやつた、そういう努力は私は認めますよ。だけれども、現実の問題として、二千八十億と積算されておった、そして、これに対する厚生省としては今年度内に所要の財政措置を講ずるよう、大蔵省と話合つ、こうなつておつたのですね。

現実に、昨年、厚生省もいろいろ調査いたしました。こういったいろいろ赤字の結果国保料金をいわゆる値上げした市町村、三〇%以上の市町村が百ある。全体の三・一%です。それから二〇%以上三〇%未満が四百七、一一・四%になります。一〇%以上二〇%未満が千百四十七、三五・一%、一〇%未満が千六百十六、四九・四%、こういふことです。

いずれにいたしましても、こうした国保の赤字といふものが退職者医療制度の見込み違いによつてもたらされたということは、やはり大いに責任を感じてもらわなければいかぬということになりますが、積算の根拠もないようなどいふた予算措置をして、まあこれで大丈夫だ。それは財政調

整交付金といふのはこれで大丈夫だ、こういうこと

とかもしませんが、これが三千五百六十億円ですか、それから今回の千三百六十七億で、四千九百億円余のいわゆるお金があるわけです。問題は、それで本当に全国三千二百万余ある市町村に対す

る国保財政といふものをしつかりと見きわめて、そして住民の負担にはね返つてこないよう、あるいはまた一般財源から各市町村が大きな持ち出しをしないように、他の行政経費に食い込まないように、私はその配分というのをきちっと考えていかなければならぬ、こういうふうに思うわけあります。大臣、私の言つておる意味がわかりますか。その辺を一遍大臣から答弁をしていただきたいと思います。

○保田政府委員 先ほど申し上げました千三百六十七億円を各団体に配分するに当たりましては、各保険財政の強弱を勘案しながら配分については工夫を凝らしていきたいと考えておるわけあります。同時に、先ほど先生おつしやいましたように三千数百億円に上る財政調整交付金もございまして、これらの配分はいずれもこの年度末に行われるわけでございますので、その際に、各市町村国保の財政状況等はよく勘案した上で配分を決めさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○柴田(弘)委員 厚生省、今こういつたいわゆる一千三百六十七億予算措置された。そして調整交付金もある。今大蔵省の方も、要するに配分についてはある程度市町村をよく考えて配分をしていきたいという御答弁があつた。現実に六十年度末にそういうのがきつとして配賦される。なおまた、一千五百億円の見込みといふものがまた赤字になつてゐるのではないかと言つておるわけですよ。だから、六十年度六一年度を展望して、先ほどおつしやつておられるようきちつとした配分をして、だから、個々の市町村で本当に困つたところをまた、本当に困つた市町村に対しては六十年度

に何らかの財政措置をしていかなければならぬ、私はこういう可能性が出てくると思うわけ

です。だから、六十年度の決算を見て、六十年度の状態も見て、やはりきちっとした対応をしていただきたい、こういうふうに思つてあります。その辺は厚生省、どうですか。

○近藤説明員 六十年度につきまして、先ほど保田次長から申し上げましたように、私どもいたしましては、公平を旨としつつも、財政影響が大きい市町村、特に今まで経営努力によりまして健全財政を維持された市町村につきましては、財政調整交付金の有効な活用を通じましてこの入れをしていきたい、こういうふうに考えておりまして、全体として申し上げれば、先ほどの措置、それから今までの国保の財政状況、こういつたもので六十年度は大体何とかやっていけるのではないかというふうに思つておりますが、個々の市町村におきましてはなかなか難しいところもあるわけでございますので、財政調整交付金等の有効な活用、こういつたものを心がけたい、それとともに市町村における医療費の適正化努力、収納率の向上、こういつたものにつきまして特段のお願いをしたいというふうに考えておるわけでございます。

○柴田(弘)委員 大蔵大臣、この問題で最後に、例えば私、名古屋市の資料を持っておるわけあります、これは昭和六十年の決算はまだ済んでいませんから予算です。退職医療制度の創設による負担減が十一億三千八百万円。今度国庫補助の変更がありました。四五%から三八・五、これの負担増が八十八億二千六百万円、合計七十六億八千八百万。今度も大蔵省の方はしきりに特別調整交付金があるからいいですよ、こう言うのですが、まだこれは配分が決まっておりませんが、一応の交付率で見てまいりますと四十五億二千八百万円、差し引き制度改革による負担増は三十一億六千万円もあるからいいですよ、こう言うのですが、まだこれは配分が決まっておりませんが、一応の

てくれと言つておるわけではない。そこら辺のところを本当に公平にやつて、住民の負担増あるいは一般財源から持ち出して他の行政経費に食い込まないような措置をきちっとしていただきたいと

だめだということを申し上げたいわけです。どうなんですか。

○竹下国務大臣 六十年度の補正で措置をしたことについては、それなりに財政調整交付金の効率的配分によりまして私は国保の安定的な確保はできるものと考えております。しかし、この問題、六十一年度の問題は、後ににおける市町村国保の財政状況の推移を見ながら安定的運営に支障を来すことのないよう、財政調整交付金三千六百九十三億円でございますが、それから国保特別交付金二百三十億円の有効活用、それからいろいろ御意見の中にもあります老人保健制度など関連制度の改革を鋭意行つ等によつて適切に対応してまいりたいと今思つておるところでございます。しかし、その適切な配分につきましては、もとより我々も関心を持ちますが、担当の厚生省においてかなり濃密な調査の上で行われるであろうと期待をいたしております。

(委員長退席、堀之内委員長代理着席)

○柴田(弘)委員 ただ一言、今後六一年度を展望して、本当に困つた市町村があつた場合、今回補正あるいは財政調整交付金あるいは六十年度で二百何億、またそれ以外に、本当に困つたところに対しては厚生省との話し合いのもとに大蔵省としてはきちつとした財政措置をしてもらいたい、これだけを希望しておきますが、どうですか。

○保田政府委員 基本的には先ほど大臣がお答えをしたとおりなのでございます。こういうこともあろうかということで、六十年度の予算編成におきましては、財政調整交付金の総額を、従来の国庫補助金の一四%であつたものを二〇%にまで大幅に広げまして、個々の団体の財政力等、あるいは経営改善努力といったよくなるものよく勘案しながら、配分について非常に彈力的に対応するところことで、金額も大幅にふやしておりますので、

それらを有効に適切に活用させていただきたいと考えております。

○柴田(弘)委員 もう結構です。私の聞いておるのはそういうことではないのです。

大臣、本当に困った市町村がまた今後出でましたら、これ以外の財政措置できちつとやつていただけますかということを念を押して聞いているわけなんです。

○竹下国務大臣 これは六十一年度ということになりますと、今これが最善なりとして予算の審議をいただいておるときに補正をやりますというのを、私の答えてはならないことであろう、既定予算の範囲内において十分これに対応していきますという決意を申し述べるのが適当であろうと思っております。

○柴田(弘)委員 非常に水奥い答弁だと思います。いいです。これは今後やつていきたいと思います。

それで、いよいよ本論に入りまして、今回の剩余金処理の特例措置、「これを議論するに当たりまして、私は、六十年度補正予算というのも絡めて考えていかなければならぬ、こういうように思つてゐる。

問題は、今回の補正予算を見てまいりますと、一つは租税収入の減額を余儀なくされた財政経済運営であつたなどということ。租税収入が四千五十億円減額修正をされている。そして赤字国債の追加発行をせざるを得なかつた。これは所得税が九百億円、法人税が三千四百九十九億円。所得税の場合は給与の伸びを六・八%見込んでおつたが五・一%で一・七%落ち込んだ。あるいはまた、法人税の三千四百九十億円の減収は、円高不況というのもござりますし、同時に、それに並行した企業収益の悪化という問題があつたと思います。現実に内需拡大という問題が大きくここでクローズアップされてくるわけですが、内需の寄与度も、当初見通しは四・一%であったのが実績は大体見込みで三・四%に下方修正せざるを得ない。こういう点を考えますと、一つはこうした政

府の財政経済運営が問題にされ、責任を追及されなければならぬと私は思つ。この辺についての大

臣の責任はどう感じていらっしゃるか。

あわせて、赤字国債四千五十億円の追加発行といふのはだれが見ても財政再建に逆行しているわけです。租税収入の減収によって、赤字国債四千五十億円の追加をせざるを得なかつた。その結果

六十年度の赤字国債発行額の減額はわずか三千二百億円にとどまつた。当初計画は七千二百五十億円にとどまつた。当初計画は七千二百五十億円によれば一兆一千五百億円だったですか。それがわずか三千二百億円の減額にとどまつた。私は、こうした見通しを誤った政府の財政経済運営の失政というのも大臣としても深く反省をしていただかなければならぬと思うわけがありますが、感想はいかがでござりますか。

○竹下国務大臣 私は、いつでも税収見積もりといふことになりますと、これは歳出と違います。見積もりでございますから、別に大藏省で統一してた見解でもございませんが、一%は誤差のうちといふようなことをよく言つてまいりましたが、一%をちょっと超しておりますのでじくじたるものがあることは事実でございます。

しかし、これは五十年から五十五年を土台にG.N.P.の見直しを行いましたこともあろうかと思いますが、今年度における過去の実績あるいはヒアリング調査等をして積み上げたものがまさに四千五百億円といふことになりましたので、これは見通しを一%以上下回つたではないかと言わればそれにはかぶとを脱ぐ以外にない。事はどうしようにある意味においては見積もりといふのは難しいものだなという感じを強くしております。

五十六年、五十七年と大変な歳入欠陥があつて、

でございます。そして、このことはやむを得ざることであつたといたしましても、今おつしやいましたように、当初のいわゆる特例債減額がそれだけ後戻りしたことには、私もそのとおりでござりますとお答えせざるを得ないと思います。

○柴田(弘)委員 今、大臣も確かにおつしやいましたとお答えせざるを得ないと思います。

○柴田(弘)委員 今、大臣も確かにおつしやいましたですね。昭和五十六年、このときは大臣は大藏大臣ではなかつたですが、渡辺さんが大藏大臣でしたかね。このときにはやはり所得税、法人税が大幅に落ち込みまして、三兆三千三百十八億円の減収になりました。それから同じく五十七年度、このときにももう六兆一千百二十八億円ですよね。そして今回が四千五十億円。当然ながら赤字国債の発行ですね。

特例公債の場合を見てみると、五十六年度は当初五兆四千八百五十億円発行いたしましたが、結果的には五兆八千六百億円で、三千七百五十億円の増額である。五十七年度が三兆九千二百四十億当初予算で見込まれたわけですが、今のように大きな幅な減収で七兆八十七億円の国債発行であった。驚くなれ三兆八百四十七億円ですよ。倍近くなつた。そして今回も、先ほど来申しておりますように四千五十億。「中期展望」では一兆一千五百億円だった。それが三千二百億円の減、こ

ういうことなんですね。

成長率の問題を見ましても、昭和五十一年度からずっとデータがありますが、最近では名目成長率の実績が当初見込みより上回つたのが昭和五十九年度、あとは全部だめです。実質経済成長率も大体同じような結果。「八〇年代経済社会の展望」と指針でも六・七%の名目成長率、それに弹性値一・一%を掛けると七・二%の税収、こうなつておつたのですが、これからいろいろな目標がございますが、残高の対G.N.P.比を下げていこう、こういふことが大筋思えると思うのであります。したがつて、六十五年度脱却というのを容易でないと私は問題意識は十分持っております。しかし、そのことがやはり一つのてこになり、かせになり、赤字公債依存体質から脱却しよう、そして毎年毎年歳入面における公債依存度を下げていこう、それから三つ目は、六十五年度以降のことになりますが、残高の対G.N.P.比を下げていこう、こういうことが大筋思えると思うのであります。したがつて、六十五年度脱却というのを容易でないと私は問題意識は十分持っております。

成長率の問題を見ましても、昭和五十一年度からずっとデータがありますが、最近では名目成長率の実績が当初見込みより上回つたのが昭和五十九年度、あとは全部だめです。実質経済成長率も大体同じような結果。「八〇年代経済社会の展望」と指針でも六・七%の名目成長率、それに弹性値一・一%を掛けると七・二%の税収、こうなつておつたのですが、これからいろいろな目標がござりますが、残高の対G.N.P.比を下げていこう、こういふことが大筋思えると思うのであります。したがつて、六十五年度脱却というのを容易でないと私は問題意識は十分持っております。

○柴田(弘)委員 おつしやつておるわけではありませんが、そのとおりでござります。

あるけれどもとおつしやつておる、あるいは六十年度赤字国債脱却はやり遂げていきますよとおつしやつておるわけですが、であるならば、今まで予定どおり赤字国債減額ができなかつた反縮路線を貫いて、そして歳出削減、一般歳出の伸びはゼロだ、こう言って胸を張つても、結局、今日までその財政再建というのは予定どおり進んでこなかつた、ここを大いに問題にして、過去の反省の上に立つた、六十一年度を出発点とする今後省の上に立つた今後の財政経済の運営でなければいけないというような気がちょっとしておるわけでござります。どうでしようか。

○竹下国務大臣 財政改革あるいは財政再建、いろいろな目標がござりますが、一つは六十五年度赤字公債依存度から脱却しよう、そして毎年毎年歳入面における公債依存度を下げていこう、それから三つ目は、六十五年度以降のことになりますが、残高の対G.N.P.比を下げていこう、こういうことが大筋思えると思うのであります。したがつて、六十五年度脱却というのを容易でないと私は問題意識は十分持っております。

○柴田(弘)委員 おつしやつておるわけではありませんが、そのとおりでござります。

○柴田(弘)委員 おつしやつておるわけではありませんが、そのとおりでござります。

○柴田(弘)委員 おつしやつておるわけではありませんが、そのとおりでござります。

の「展望と指針」のリポルティングの中で、まあ平均的に見ればこの数字は変えなくていいじゃないかということです。それで、展望とか指針には依然として七、六、五抜きの四、三、二、一を使わしていただいているというのが現実でございますが、私たちも将来にわたって、平均的にはそれにいたしましても、絶えず目配りをしながら対応していくかなきやならぬ問題だと思っております。

それからいま一つは、いわば毎年毎年要調整額というのをお示ししながらいろんな工夫をいたしました。それを埋めてきておるわけあります。新たな要素として何が出たかといえば、ことし初めて「中期展望」の中にいわゆるNTTの株式売却益というのを挙げたということがやはりこの審議の参考にしていただくための一つの新しい要素であるのかなと思つておるところであります。税の問題につきましては、臨調で言う「増税なき財政再建」、これはいわゆる新たな税目によつて租税負担率が大きく変わるようなことをしてはいけないよと言つておるその線を守りながら、いすれ税制の抜本改正がどういうものが出でますか、その際、政策選択としてどのような考え方方に立つかというのをやはり六二年度以降の問題ではなかろうかというふうに考えておるところであります。

○柴田(弘)委員 六十一年度予算を見てまいりますが、本来ならば赤字国債の発行はこれは四兆円にとどまるべきである。ところが、現実には五兆二千億。この「財政の中期展望」あるいは「仮定計算例」を見ましても、もしも六十五年度赤字国債脱却ということであるならば、これは毎年一兆三千億の赤字国債を減額しなければならない。それは要するに一般歳出の伸びをゼロにして六十五年度まで継続すればできますよということなんですね。これはあくまで機械的な計算なんですね。だから、そいつた方向でもし大臣がかたくなに「増税なき財政再建」を貫いて、そしてあくまで六十五年度赤字国債脱却をしていくというのであるならば、今、我々のよりどころとするのはこの「中

期展望」であり、「仮定計算例」です。これは機械的な計算としては一般歳出伸び率ゼロを続けられるとかもわからないが、現実にそれは続けられるか依然として七、六、五抜きの四、三、二、一を使わしていただいているというものが現実でございますが、私たちも将来にわたって、平均的にはそれにいたしましても、絶えず目配りをしながら対応していくかなきやならぬ問題だと思っております。

ですから、私が申し上げたいのは、せっかくもうここまで来たわけあります。過去もずっと財政再建が失敗してきた。予定どおり国債減額できなかつた。それだけあなたの方がかたくなおつしやるならば、六十五年赤字国債脱却、「増税なき財政再建」、あくまで貰いていきますよ、新税も設けませんよと、そういうものをやはり方策、手順として国会に出していただけで議論をし、あるいはまた国民の理解、コンセンサスを得られたために大いに私は議論をしていきたい。そういうたまき台というものをこの際出すべきだと私は思ひます。もしそれが出なかつたら、これは口先だけ今までに私は思ひます。もしそれが出なかつたら、これは口先だけの決意表明だけではもういかぬ時期に来ておる、私はこういうように思つわけですが、どうなんでしょうか。

○竹下国務大臣 センジ詰めて言えども、六十五年

赤字公債脱却の具体的手法を示せ、こういうことにならうかと思うのであります。具体的手法といふことになりますと、これはなかなか困難でござります。現実問題といたしまして、最終的には国民の選択にゆだねるわけございますが、具体的に何年度にはこの程度の増税を行いますとか、あるいは歳出削減は社会保障にあつては何ば、公共事業にあつては何ば、そういうような趣旨でもつて削減をしますと、いずれにしてもそれをお示しするというのは、現実の問題としては、予算の単年度主義の中ではなかなか難しい問題であろうかと思つております。したがつて、今日までいわば中期展望あるいはささらに参考にしていただくための「仮定計算」いうものを、一定の基準を前提に置いて機械的に結んだものをお示しいたしておるにとどまつておるわけであります。

○柴田(弘)委員 「増税なき」というのは、大臣、

期展望」であり、「仮定計算例」です。これは機械的な計算としては一般歳出伸び率ゼロを続けられるとかもわからないが、現実にそれは続けられるか依然として七、六、五抜きの四、三、二、一を使わしていただいているというものが現実でございますが、私たちも将来にわたって、平均的にはそれにいたしましても、絶えず目配りをしながら対応していくかなきやならぬ問題だと思っております。

ですから、私が申し上げたいのは、せっかくもうここまで来たわけあります。過去もずっと財政再建が失敗してきた。予定どおり国債減額できなかつた。それだけあなたの方がかたくなおつしやるならば、六十五年赤字国債脱却、「増税なき財政再建」、あくまで貰いていきますよ、新税も設けませんよと、そういうものをやはり方策、手順として国会に出していただけで議論をし、あるいはまた国民の理解、コンセンサスを得られたために大いに私は議論をしていきたい。そういうたまき台というものをこの際出すべきだと私は思ひます。もしそれが出なかつたら、これは口先だけの決意表明だけではもういかぬ時期に来ておる、私はこういうように思つわけですが、どうなんでしょうか。

○竹下国務大臣 センジ詰めて言えども、六十五年

赤字公債脱却の具体的手法を示せ、こういうことにならうかと思うのであります。具体的手法といふことになりますと、これはなかなか困難でござります。現実問題といたしまして、最終的には国民の選択にゆだねるわけございますが、具体的に何年度にはこの程度の増税を行いますとか、あるいは歳出削減は社会保障にあつては何ば、公共事業にあつては何ば、そういうような趣旨でもつて削減をしますと、いずれにしてもそれをお示しするというのは、現実の問題としては、予算の単年度主義の中ではなかなか難しい問題であろうかと思つております。したがつて、今日までいわば中期展望あるいはささらに参考にしていただくための「仮定計算」いうものを、一定の基準を前提に置いて機械的に結んだものをお示しいたしておるにとどまつておるわけであります。

○柴田(弘)委員 そうしますと、例え六十二年度以降大型間接税を導入する、これは新しい税目。こういった場合に「増税なき財政再建」に違反しないのかどうか。あるいはまた、大型間接税を導入しても、租税負担率が余り大きく変わらないと増税じやないんだ、「増税なき」と趣旨は合つていますよ、こううことなのが。その辺のところを強いて言いますならば、「中期展望」の中に初めてからいわばNTTの株の売却益というようなものを数字として入れることができるようにになつたわけでございますけれども、これとてまだいわば下敷きでも透かしが入つたようなものでござります。

○竹下国務大臣 「増税なき」とは、これは臨調の解説でございますけれども、新しい税目を設け、大きく租税負担率等を変えるようなものはやらな

い、こうのことなっています。

○柴田(弘)委員 そうしますと、例え六十二年

度以降大型間接税を導入する、これは新しい税目。こういった場合に「増税なき財政再建」に違反しないのかどうか。あるいはまた、大型間接税を導入しても、租税負担率が余り大きく変わらないと増税じやないんだ、「増税なき」と趣旨は合つていますよ、こううことなのが。その辺のところを強いて言いますならば、「中期展望」の中に初めてからいわばNTTの株の売却益というようなものを数字として入れることができるようにになつたわけでございますけれども、これとてまだいわば下敷きでも透かしが入つたようなものでござります。

○竹下国務大臣 「増税なき」とは、これは臨調の解説でございますけれども、新しい税目を設け、大きく租税負担率等を変えるようなものはやらな

い、こうのことなっています。

○柴田(弘)委員 そうしますと、例え六十二年

うことなんですね。一番初めに質問いたしましたように、今までの財政再建の失敗の反省の上に立つて、内需拡大を中心とした路線変更というのもしていかなければ本当の財政再建というのはできませんよということを指摘を申し上げているわけであります。

それから今、財政再建計画の話も方途、手順ということで言いましたが、今までの大蔵省の緊縮路線ですね、要するに一律カットをやつて、そしてただ予算を抑え込む、そこには、日本の政策選択をどうしていくんだ、政策の優先順位といふものはどうしていくんだという何の意思もないわけです。各省庁がんじがらめになっちゃって、一律削減をやって、ただ予算を切ることに専念をしていくわけです。

大臣、私は提案をするんですが、今税制の抜本改正をやろう。これは大臣、言うなれば一つの財政改革でしょう。そうでしょう。あるならば、財政改革のプログラムをこの税制改革と一対のものとして、歳入歳出両面にわたりてきらつとした財政再建計画を出すときに来ておるんだなということを私は痛切に感ずるんですよ。困難なことかもわかりません、今ここでやりますという答弁は私も期待しておりますが、やはりそういう点は政府は真剣に考えていただきところへ来ておるということを強調をしたいと思うのです。路線変更とも絡めて財政改革のプログラムの作成、こういった問題について、大臣の将来を展望した御所見を伺いたいと思います。

○竹下国務大臣 税制調査会に税の抜本的改正は確かにあるべきやということを持ち込むまでに、私はたしか六年かかつたんじやないかと思うのであります。それはやはり機知さなければそういうところへなかなか本格的に持ち込めないと思うからであります。五十四年から物価論議よりも税制論議にずっと大蔵委員会の方も来ておりますので、あやつぱり六年ぐらいかかると、税制調査会へ詰問するのも適當だということをしみじみと感じておりますんだなということをしましておりま

すことなんですね。一番初めに質問いたしました

す。

そして一方、「増税なき財政再建」というようなものを唱え、いや、多少の増税はやむを得ない

うことをやりたいのであります。非常に

私もこの問題をやりたいのであります。も

う時間もだんだんなくなつてしまひましたので、最後に一つ、ソウル・オリンピックに対して、この間予算委員会で我が家の矢野書記長がやりました

し、外務大臣に対しても我が家の石田、草川両代議士が陳情いたしましたが、要するに在留韓国人あるいは日本の個人、法人等でありますね、協力するということで寄附金を出した場合に免税にしてもらいたい、こういう要望があつておるわけであります。これについては、せつかりくよう外務省、来ていただいたが、時間がありませんので、外務省は意向はよくわかつておりますので、答弁要りません。済みません、大蔵大臣は、この間の御答弁では、前向きに検討、こういうことでありますね。

これは別に税制改正をやらなくても、いろいろ投資的経費の五%、それから一般の経費の一〇%というような枠の中での、ひとつ優先順位は専門家である皆さん方で工夫してくださいといふ手法であります。これで、もうちょっときつちつといふものを刺激したのではないかなというふうに思つておりますので、これまで概算要求の時点でどうなるかということは、比率等において今から予測するわけにはいきませんけれども、やはりそういう厳しい対応をまだしていかなきやならぬのだな

と、この問題意識は私にも十分あるわけでござります。

○柴田(弘)委員 お聞きしますと、所得税法の施行令二百一十七条规定は法人税法の施行令の七十七条の「試験研究法人等の範囲」、この中の全く同じ「財團法人日本体育協会」を通してやればこれは税金がかかるない、こういうことがあります。こういった手法を講じてやつたらどうかな、こういつふうに思つておるのですが、その辺のところは大蔵省として御検討になつてゐるのか、もうちょっときつちつとした煮詰まつたものがあるのか、大臣のお考え、どうですか。

○竹下国務大臣 これは先般矢野書記長の質問にも答えましたように、私もその事情をよく承知しております。いわゆる指定寄附に対するわけでござります。その場合、私も個人的に、これはあるいは体育協会を通したら新しい試験研究法人をつくらなくていいから、その方がいいんじやないかなとも思つてみましたか、あるいは関係者と相談したら、いや、新しく財團をつくった方がいいといふ意見もあるかもしれない、いずれにせよ我が方の税制課へお越しいただければというので、関係方面へ御連絡を申し上げておるということであり

ます。

なお、外務大臣の言われたことになるほどな

思つたのは、その場合、日本の関係企業ですね。向

こうへ工場を出しているとか、そういうところの

分も一緒に受け取つたらいいじやないか。それも

なるほどうなというふうな感じ方で、事務的

にはいつでも前向きで対応できるよう御相談に

応じようというので、何か御相談の相手もだんだん決まっておるようでござります。

○柴田(弘)委員 事務当局に、これは技術的にど

うしたらしいか、そちら辺の検討はどうなんですか、それをお聞きして、私の質問を終ります。

○水野政府委員 たゞいま大臣からお答えいたし

ておりますよう、いろいろな手法があり、いろ

いろな形式もあらうかと思ひます。関係者のお話

を十分承り、趣旨に即して対処できるよう研究

いたしたい、検討いたしたいと思います。

○柴田(弘)委員 いろいろお聞きしたいことがあ

るのですが、終了時間でござりますので、これで

終わります。財政再建問題は、大臣、また一遍改め

て議論をしたいと思っております。それから、外

務省、お越しいただきましたでどうも恐縮でござ

ました。

では、終わります。

○小泉委員長 安倍基雄君

○安倍(基)委員 竹下大臣、何回も予算編成で非

常に御苦労さんと存ります。

○安倍(基)委員 竹下大臣

このままの課税実績、改定された経済見通しにありますところの諸指標、それから納税者へのヒアリング等を基礎にして、個別税目ごとに積み上げたものでございます。結果といたしまして、六つ

点におきましては最も適正な見積もりということを心がけて見積もつておるわけでございますが、結果としてこのような減を立てて補正を御提出させていただいておりますことは私ども遺憾に思つております。今後とも適正な見積もりをいたすよう努力をいたしたいと思っておるわけでござります。

リング等を基礎にして、個別税目ごとに積み上げたものでございます。結果といたしまして、六つの税目につきまして補正をいたしております。

その一番大きなものは法人税と源泉所得税でございます。大半は法人税でございますが、法人税につきましては、御承知のとおり今回の経済見通しの改定におきましても、鉱工業生産が当初見通しでは六・五、これが改定見通しでは四・一になり、それから法人税に影響の大きい卸売物価が一・一%の上昇からマイナス二・四%になる、こういった大きな指標の変化があるわけでございます。補正におきますところの見通しでございますと、こうした諸指標も参考としつつ、これまでの実績をもとにヒアリング等をもとにした個別の積み上げを主としておるわけでございますが、背景といたしましてこのようなかなかりな経済情勢の変化がございますので、どうしましても法人税につきましてはかなり額の減収を見込まさるを得ないわけでございます。

また、源泉所得税につきましては、当初見通しにおきましては一人当たり雇用者所得の伸びは五・〇%程度と政府経済見通しでも見通されておったわけでございますが、これは改定によりまして四%に低下する、こういったことから、給与を中心に源泉所得税の減収も見込む必要があるのではないかと思うわけでございます。
そのほか、円高等によりまして石油税、関税等につきましてそれぞれ減収が見込まれ、こうしたものを積み上げまして四千五十億円という減収を補正予算に計上させていただいているわけでござります。

税収見積もりにつきましては、常にその時点時

点におきましては最も適正な見積もりということと
を心がけて見積もつておるわけでござりますが、
結果としてこのような減を立てて補正を御提出さ
せていただいております。今後とも適正な見積もりをい
うことは私ども遺憾に思っております。今後とも適正な見積もりをいたすよう努力をいたしたいと思つておるわけでござ
ります。

○安倍(基)委員 法人税が減収ということは、や
はり円高不況が少しずつ見えてきたということか
と思ひますけれども、今度私が非常に気になります
のは、皆様御承知のように現在えらい円高が進行
している、そういうると六十一年度の予算でも補
正が相当行わざるを得ないのではないか。例え
ば今の物価なんかむしろ落ちついてきている。そ
して輸出もいわば伸び悩み。いろいろ各厅に聞き
ますと、今の一三くらいはまだいいけれども、六
十一年度予算というは大体どのくらいの円ドル
関係でつくっているのか、どのくらいの成長率を
見込んでいるのか。それが結局この年末になつて、
六十一年度で相当狂つてくる可能性があるので
ないのかという懸念があるのでござりますけれど
も、この点どういうぐあいに——六十年度の補正
のときには議論するはあれかと思いますけれど
も、私は一年たつたときに、そりゃ大きな見込み違
いが出てくる可能性があるなという気持ちがござ
います。

まず第一に、現在進行しつつあります円高、こ
れはなかなかコントロールしづらい面もございま
すけれども、どの辺でおさめていくか、そ
の辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○水野政府委員 六十一年度税収、中でも大きな
ウエートを占めます法人税につきましては、これ
は六十二年三月決算をも含めて見通すということと
でござりますので、いろいろ難しい面はあるわけ
でございますが、いろいろな指標、課税実績等を
見込んで極力適正な見積もりを行つよう努力を

いたしております。六十一年度につきましては、御承知のように政府経済見通しにおきましても鉱工業生産は三・六%伸びるという見通しでございます。ただ、卸売物価はマイナスの一・八%，消費者物価はプラスの一・九%，こういったような見込みになつておるわけでございまして、こうした諸指標によれば、法人の企業活動も全体としてはある程度の上昇が見込まれるところでございます。また雇用者所得につきましては、一人当たりにつきましては三・九%程度の見込みが見通しにおきまして出されておるわけでございます。こうした政府経済見通しにおきますところの指標、こういったものを参考としつつ、極力個別的に積み上げを行いながら適正な見積もり額を作成するよう努力したところでございます。

○行天政府委員　田相場につきましては、委員御指摘のとおり最近ドル高の修正が進んでおりまして、本日は東京市場百八十六円五十五銭というところで引けでおります。この動きは御承知のとおり昨年の九月のG5以降進行しておりますドル高は是正の一環でございまして、私ども基本的にはこういうドル高是正が定着していくこととは結構なことであろうと思っております。

ただ、今後これがどう動くか、あるいはまた、通貨当局としてどういう水準が望ましいかという点につきましては、従来もたびたび御質問を受けたわけでございますけれども、御承知のとおり、為替市場は、非常にいろいろな情報に対しまして必ずしも合理的とは言えないような反応を示すことでも間々ございますのでございますから、通貨当局としての適正水準についての考え方という点につきましては、恐縮でございますが答弁を差し控えさせていただきたいと思っておる次第でござります。

○安倍(基)委員　為替相場についてはなかなか言えないと、いうことはわかるのでございますけれども、私、この円高が急速に進んでいるということを考えますと、いわゆる政府経済見通しで四%前

後の成長を見込んでいたり、恐らく民間の調査にとどまると大体一%ぐらい低い形で考えている。となりますが、この政府経済見通しで租税收入をはじめていくと、必ずまた六十一年度のときに相当大きな減収があるのじやないか。特に最近のようにこないう大きな円高というとを見ますと、この辺また、六十一年度は相当大きな補正を要するのじやないかという懸念があるのでございますが、今の六十一年の税収見積もりはいささか過大になつてているのじやないかなという懸念がございます。この点、やはり経済変動に応じましてある程度彈力的に考えていかなければいけないのじやないかということを考えておりますが、いかがでございましょう。これは主税局、また大臣の御感想も聞きたいと思います。

○水野政府委員 政府経済見通しも適正な見通として策定されているものと思いますし、私どももこうした諸指標を基礎に極力適正な税収見積もりをいたす努力をしておるところでございますので、六十一年度のこれは適正なものであるといふに考えておるわけでございます。

毎年適正な見積もりとしてお出しはいたしておりますでも、結果としてある年は大きく上回り、ある年は減収になつているということは確かでございます。そうした点からいたしますと、これがまた絶対に一〇〇%適正なものであるということを申し上げるということは、過去の実績に照らしての御指摘でござりますとななかながそこは苦しいわけでございますが、現時点におきますところのもろもろの諸指標、これまでの実績、ヒアリングに基づく積み上げ、こういったものからいたしますと、私どもとしてこの六十一年度見積額は適正なものであると考えておるわけでございます。

○竹下国務大臣 私がいつでも個人的意見として前提に置いて申し上げますのは、五十六年、五十七年のときは別としまして、大体見積もりでござりますから、歳出と違いますので、一%は誤差のうちなどとよく言ってまいりましたが、この八、九年と、一%は誤差のうちでもプラスの方へ辰れ

ましたが、今度はマイナスの方へ-1%以上振れで
おるわけであります。これは、私見とはいえ一%
は誤差のうちなんということを余り言わなければ
よかつたなと思つておるわけであります、しか
しながら、そういうことをかれこれ考えてみます
と、なおそい上に若干のプラス要素になるとすれ
ば一月に入つてから行われた公定歩合の引き下げ
というようなことと相まって、成長率等にも大き
な狂いは出ないじやないか。これは安倍さん、
大蔵省の出身ですから百も御承知でござります
が、そもそも本予算を審議しているときに、そつ
なつたら補正しますと言ふわけにも大臣さんいき
ませんので、これが現段階における最も適当な見
込みであるというお答えをするのがまた当然であ
ろうと思っております。

○安倍(基)委員 まあそのとおりでございましたよ
うけれども……。

今度の内需拡大策でござりますけれども、これ
だけ上がってくることはちょっと予想してなかつ
たろうと私は思うのであります。いろいろ内需拡
大策の第二弾が必要であるという議論も生まれて
きております。きょうあたりのエコノミストにも
そんな論が出ておりますけれども、これ以上の公
定歩合の引き下げとか、あるいは特に新しい内需
拡大策をこれから考えていかれるものかどうか、
この点について、なかなか機微な問題に触れまし
た。これはあるいは国際金融局からお答え願うか
ともお答えいたい方が適當かと思いますが、
内需の問題で第一弾というのは十二月の二日で
ございましたが、要するに地方自治体を中心につ
く

る単独事業、それから緊急融資等を決めまして、第二弾というのが結局十二月末の予算編成のとき、それに税制の方向を加え、そして公共事業等を要するに国費ベースでは減つておるけれども、現実問題として昨年を上回る伸び率を確保するというようなこと、さらには御審議いただいておる補正予算でございますが、いわゆる債務負担行為によつて契約可能にするものを事業費ベースで六千億ぐらい出すというのが第二弾じゃなかつたかなと思います。

それで、第三弾ということになりますと、これは〇・二弾かもしませんけれども、その後に行われました公定歩合の引き下げ、これは政府がやつたわけじやございません、もちろん日本銀行さんの専権事項でございますが、これがより四%成長を確実ならしめるため役立つ一つのものではなかろうかなと思っております。

そこで、恐らく安倍さんの考え方というのはあるいは今度は予算が通つた場合の、なかなか公共事業等の執行面の扱いだと思うのですが、これはやはり予算委員会中の御議論を聞きながら、予算が通つた翌日とか、そういうところで決めるべきものであろうと思っております。ただ、前倒し契約を六千億ぐらい見ますと、俗称自然体で行つたのでも相當に上半期に行くものであるといふのは、過去の実績が物語つておるところでござりますので、第三弾というよう銘打つて今何をやるかというようなことを言える段階ではございませんが、さらには、原材料がいわば安く入ってくるという円高メリットの方をもう少しお互いが検討してみなければならぬな、今は円高デメリットの方だけが論議の中心になつておりますので、私の頭の中も円高メリットの問題も整理してからなければならぬなと思っておるところでございます。

○行天政府委員 最近の円高と申しますか、ドル安の原因についてといふ御質問でございましたが、率直に申しますと、私どももこれでございまつすと申し上げるような自信のあるお答えがないの

でございますが、基本的には、昨年の春まで続いたおりましたドル高指向の考え方が訂正される過程というのがまだ続いているのではなかろうかと思うわけでございます。特に最近は、米国の経済の成長がかなり鈍化をしておるということから金融緩和への期待もございますし、また例えば、石油価格の下落の問題も、これはいろいろ見方はござりますけれども、現実の市場ではドル安の方の要素にとらえているようでございます。

ただ、最近の動きは決して円高だけではございませんで、ドイツ・マルクとかイスラ・フラン等もドルに対しては円と同じよう強くなっておりますので、その意味ではドルの全面的な高値修正の局面だというふうに言って差し支えないと思います。

○安倍(基)委員 ちょっと話はそれるかもしませんが、私、今度の租税特別措置法の関係でまたお聞きしようと思つておりますけれども、実はかつての大蔵委員会で私はこういう質問をしたことがあるのです。みんなが一生懸命貯蓄するようになつての大蔵委員会で私はこういう質問をしたことがあります。みんなが一生懸命貯蓄するようになつての貯蓄奨励税制をしていく、そうすると随分資本蓄積がある、それが海外に大量に流れていく、年間五百億ドルとも六百億ドルとも言つておりますけれども、それが、もしドルが一挙に下がつたときには非常に巨大なキャピタルロスを生じるんじゃないかな、そういうときにどうするんだということを私は御質問したかと思います。そのときのお答えは、それぞれの企業が大体ちゃんとヘッジをしておるからそういう心配はないよというお答えだったようでございますけれども、それにしても、せつかく金利差を求めていたのがほとんど収益が一遍にパーになる、キャピタルロスでもつて全部飛んでしまう、それじゃ何のために貯蓄奨励税制をやっているのか、この面からも、貯蓄奨励税制から内需拡大のための投資促進あるいは消費促進の税制に切りかえるべきだ、減税をするべきだという議論をしたのでございます。その後、御承知のようにこれだけ下がってきてしまつた。国民経済として非常に大きなロスをこうむつ

度と評価されでござりますけれども、それを大体どの程度たわけでござりますので、その大まかな感触を系口でござりますので、その大まかな感觸を——私は、実はこれは本会議のあれで、總理に例般質問すべき問題かと思いますけれども、たまたま經濟見通しあるいは減収との関係で、一つの税制体系のいわば転換という意味でお聞きしようかと思つておりますが、一応当面大蔵大臣からそれについてのお考え、数字などはもちろん政府委員で結構ございますが、なかなかこれは数字として公にはしづらい面もあるかと思いますけれども、大まかな感じをお聞きしたい、と思います。

○行天政府委員 我が國の対外資産の残高につきましては、現在わかつておりますのは実は昭和五十九年末の数字が一番新しいわけでござります。それによりますと、我が國の民間部門が保有しておりますました証券投資による残高、これをドル建てにいたしますと八百七十六億ドルでございまして、一方外国の個人とか企業その他が日本の証券を持っておる分もございます。これは日本にとって負債になるわけでございますが、こちらを同じくドルで表示いたしますと七百七十一億ドルということでござります。したがつて、御指摘のとおり証券投資につきましては日本の純資産があつたわけでございます。

こういうふうに純資産がございました場合に、ドル安になりますと、これを円で表示いたしました金額というのは御指摘のとおり減るわけでござります。この中でどれだけが本当にドル建てのものであつたかというのは、まことに申しわけございませんが、統計がございませんのではつきりしました数字は申し上げられません。ただ基本的には、これは委員御指摘のとおり、当初投資を行いました段階では、金利の問題もございましょうし、為替の変動への見通しもございましようし、それから債券価格そのものの上昇というキャピタルゲインの期待もあつたわけでござりますから、どの程度の損があつたというのは、ちょっとこれは計算的には把握できかねる問題ではないかと思つてお

ります。

○安倍(基)委員 五十九年末の暫定数字を聞いたわけでございますけれども、長期資本の流出が大体年間ネットで五百億ドル、六百億ドルといわれたわけでございますから、この五十九年の末の数字はいささか小さ過ぎるような気がいたしました。その後の変化もあるかと思いますし、その点詳しい数字はなかなかわからぬかもしれないけれども、やはり大まかな損得勘定というものを国民経済上の立場から把握しておいていただきたいと。いう気が私はいたしますが、いかがでございますか。

○行天政府委員 確かに残高の円評価額がどれだけ変わったかということは数字として出てくるわけでございますが、今委員の御質問にございました損得ということになりますと、これは繰り返しになりますが、評価額だけの問題ではございません。実際投資をなされた方々が既に利子として金額を受け取つていらっしゃるわけでございますし、あるいは持つていらっしゃるドル建ての債券の価格そのものが上がっているということも考えられるわけでございます。この統計というのは、買ったときの金額で表示しておるわけでございません。ですから損得の数字ということにつきましては、まことに申しわけないのでござりますけれども、これはちょっと計算のしようがないんじゃないかなというふうに考えております。

○安倍(基)委員 大分技術的な議論になりますので、これはまた改めていろいろ議論したいと思っております。

いずれにいたしましても、私は、たしか去年の本会議の予算反対討論でも話したわけでございますが、内需拡大の一つの方法に公共投資もある。しかし、公共投資というのは非常に波及効果が大きいかと言われておったのでござりますけれども、必ずしもそうでもない。あるいは一部の業界しか潤わぬという話があるので、やはりどうしても税制体系を変えていかなければいけぬ。いわば消費性向の高い給与所得者、そちらの方にむしろ

減税をして、余り消費の多くない資産所得者の方から税を取るという形にするのが一番いいのではなかと思うのでござります。

これはまた一般質問のときにもいろいろ議論をしたいと思っておりますけれども、もう時間もございませんので、最後に、内需拡大の面から税制構造の変換という形でやるのが、財政をそう傷めないでしかも内需をふやしていくという方法じゃないかと思いますが、その点について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○竹下国務大臣 税制に関する御意見につきましては、これから問題、抜本対策の問題がございまますので、正確に税調へお伝えすべき課題だと思つておりますが、内需拡大の第二弾の際に、税制についても抜本の域にはさわらない範囲内でこれを行つたということにならうかと思います。

それから、内需拡大ということにつきましてよく言われるのは、所得税が十五兆円あってその三分の一の五兆円を減税しても貿易収支に響くのは七億ドル程度じゃないかとか、あるいは公共事業を三兆やりましても十三億ドル程度じゃないかとかいろいろな計算があるようでございますが、まあ公共事業等にもそれなりの配慮をしたつもりでございます。

それからキヤピタルロスの問題も、ちょっとあるときお答えする機会を失いましたが、九月の初めに少し海外へ流れ過ぎるというようなことを各方面から注意を受けました場合に、この問題は為替レートの問題もありますよ、ただ金利だけを追つかけるべき問題ではないという一般論としての、忠告でもございませんが、そういうことを関係方面へお話をしたという実績もあるわけあります。したがつて、内需拡大というのは、いわば物価が下がってきてそれに対する問題、なかなか輸入品あるいは原材料を基とする製品、そういうものを考えてみますと、私も消費性向というのも逐次ながらには上がってしていくのではないかなどいう考え方の上に立っております。

税制の問題につきましては、今の御意見は十分

税調にもお伝えすべき意見だというふうに考えておつて、さればそれをやらなければならぬ、端的にそういう表裏の関係が生じてきます。したがつて、臨時異例の措置として今回はみんな使わしてちようだい——使わしてちようだいじゃない、今日はこういうことにいたしますよとお聞きたいと思います。

○安倍(基)委員 時間でござりますから私の質問は終わりますけれども、ひとつ今後の審議を通じてこの問題を何回か取り上げてみたいと思います。どうもありがとうございました。

○小泉委員長 箱輪幸代君。

○箱輪委員 大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、昭和五十年十月二十九日の衆議院予算委員会において、当時の大平大蔵大臣は、特例公債の償還について次のようについておられます。「第一に、国債整理基金特別会計法第二条の規定に基づく前年度首国債総額の百分の一・六の定期繰り入れ、第二に、財政法第六条の規定に基づく剰余金繰り入れ、第三に、国債整理基金特別会計法第二条ノ三の規定に基づく必要に応じて行う予算繰り入れ」、この三つの財源によつて特例公債の償還を行つていくというふうに述べているわけです。

特に、第二の「剰余金の繰り入れ」に関しては、「特例公債償還までの間は、その全額を充てる予定である」というふうに言つられておりますけれども、今日、定期繰り入れは停止され、そして今回の法案でさらに二番目の財政法第六条の規定に基づく剰余金の繰り入れも適用しないという事態になるということになりますと、当時の予算委員会の答弁といふこととを考え合わせてみて大蔵大臣としてこれでいいものであろうか、こういう状況を一体どのようにとらえておられるのか、お答えいただきたいたいと思います。

○竹下国務大臣 これはそもそも法律で二分の一はストレートに入つていく。なお、剰余金が出来た場合には、財政再建期間中は全額入れるべく努力しますというような大平答弁というものがござります。したがつて、今までの場合は、財政再建期間中は全額入れるべく受けとめてもらう必要があるのではないかということを重ねて申し上げたいと思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○竹下国務大臣 猛烈に厳しく受けとめております。それは、法の精神に照らせば、それがたとえ減税財源であれ、たとえ災害財源であれ、たとえ今度の補正予算を見ておつて、さればそれをやらなければならぬ、端的にそういう表裏の関係が生じてきます。したがつて、臨時異例の措置として今回はみんな使わしてちようだい——使わしてちようだいじゃない、今日はこういうことにいたしますよとお聞きたいと思います。

度の場合の一般歳入に繰り入れさせていただくことにしておる、法の趣旨は厳しく受けとめていなければならぬ。したがつて、本来あるべきところの全額公債還済財源に充てるという基本方針を放棄したものではない。まさに臨時異例の措置としてお願いをしておるということであります。

○議論委員 臨時異例の措置というようなことがありますし、そして、臨時異例の措置の定率繰り入れ停止も続けてくる。そして今回もまた、臨時異例の措置だからということを通そうと申し上げたいということを重ねて申します。

きょうは、補正関連で国民健康保険について幾つかお尋ねしたいと思います。

国民健康保険につきましては、再三私も大蔵委員会等で質疑をさしていただいておりますけれども、さきの健康保険法改悪によって国庫負担率が四五%から三八・五%に大幅に削減されたために、全国各市町村では大幅な赤字が生まれてきております。この国庫負担率の削減は、退職者医療制度創設に伴つて国保の財政負担が軽減されるという名目で行われたものであります。そしてその際、政府は、これによつて国保加入者の負担増にはならないというようなことを繰り返してきたわけでありますけれども、現実はとてもそんなものではなく、今日、大変な問題になつてゐることは御承知のとおりだと思うのです。退職者医療制度創設に伴う見込み遠いによる市町村国保への財政影響額は、既に明らかになつておりますように、五十九年度六百七十億円、六十年度千四百十億円、合計二千八十八億円に上つております。これについてはもともと国の責任でござりますので、この全額について直接責任を持つべきものであるということにふうに思ひますが、今回六十年度補正予算案で措置されているのは千三百六十七億二千五百万円、結局、七百十三億円を値切られたということになりますけれども、これは、これまでの政府の答弁から者考えてみても極めて不当であると思いま

すし、当然これは全額措置すべきものだというふうに思います。ところが、こういうふうに千三百六十七億で七百十三億円の値切りということになつたのは一体どういふことなのでしょうか。またことに無責任だと言わざるを得ないとと思うのです。

○近藤説明員 退職者医療制度の実施に伴います市町村国保への財政影響は、先生御指摘のとおり私どもの調査で二千八十九億ということござります。

今回の指摘は千三百六十七億円という国債の特別交付金とということございましたが、これは極めて厳しい補正財源の中で大蔵省に最大限の配慮をしていただいた結果でございまして、私どもとしては、現在の国家財政を考えるとこれがきりぎりの線であるというふうに考えておるわけでございまして、厚生省いたしましては、市町村国保の財政状況でござりますとか、あるいは退職者医療に伴います影響の推移を見守りながら、私どもいたしまして今後とも誠意を持って対応してまいりたいというように考えておるわけでございます。

○運輸委員 今度の制度改悪のもとで市町村は次々に保険料の引き上げを余儀なくされておりま

度はさらなる大幅な値上げが大変心配されるわけです。現に岐阜市におきましても、六十年度は一四・一四%の値上げでございましたが、六十一年度には三〇%の値上げを予定しているという状況があります。全国各市町村を調べてみますとこのような大幅な値上げがいろいろなところで見られるだろうと思いまして、こういう事態を招いたのは本当に政府の責任だらうということを重ねて申し上げたいと思います。

実際、国保料、国保税の値上げによって低所得者層は特にその負担が耐えられないものになつてゐるという状況があります。国保税、国保料そのものの決め方自体が、所得との関連からいえば平等割なり均等割なりということを含めて、当然のことながら低所得者により高い負担を負わせているという構造になつてゐるわけです。このような全体的な値上げの中でもこうして低所得者に対する負担は大変大きなものになる。そして、生活保護基準を考えてみましても、生活保護基準近辺あるいはそれ未満のところでもこの国保負担が押しつけられているという状況があるわけです。今、厚生省の方は国保の滞納ということを大変問題にしておられます。こういう実情から見て、国保料の値上げが特に滞納の増加ともかかわりがあるのではないかと思わざるを得ません。現に国保運営実務研究会の記録の中で、「山梨県の方が、『山梨県では六十年度に平均一〇%ぐらいの引き上げをしており、ほんどの保険者が保険料を引き上げています。年々八%、今年は一〇%程度引き上げ、この財政難を乗り切ったわけですが、保険料の連続の引き上げにより収納率が低下しており、それが一番心配です。』と述べておられます。

こうした国庫負担率削減の中での国保料の大幅な引き上げ、国保料の負担の中にある逆進性という問題の低所得者層に対する影響の強さからきた滞納の増加とも見られないことはないのじやないかと思うのですが、その点について厚生省はどういうふうに見ておられるのでしょうか。

いますが、国保は社会保険システムをとつてありますので、受益に応じて負担していただくという関係で、保険者の均等割でござりますとか、世帯平等割をいただくという形をとつております。低所得者はほど高い負担になるということはやむを得ないものと考えておるわけでございます。

それで、生活保護との関係でござりますけれども、御承知のように生活保護は本人の申請でござりますし、それからミニーンズテストを経て適用されることになっておりますので、フロートして生活保護以下の方が国保に入っているというケースが当然あるわけでございます。こういう人たちにつきましては、確かに受益者負担をしていただくわけでございますけれども、一律の保険料の軽減措置、六割なり四割の軽減措置をとつておりますし、さらに市町村におきまして、条例で、災害その他失業とか倒産、そういうたぐいの対応するため減免基準を設けて、実態に応じた保険料納付ができるようにお願いをしているわけでございま

それで、保険料収納率の関係でござりますけれども、私ども、本質的には国保は源泉徴収でないという制度としての宿命的なもので、なかなか保険料が納めにくくと思ってるわけでございまして、近年の傾向を申し上げますと、都市化が進展いたしまして被保険者の住所移動がなかなか把握できないと、いうケースが特に大きな都市ではあるわけでございます。それから、ひとり暮らしの世帯がふえてるとか、共稼ぎの世帯の方がいらっしゃいまして、昼間いない、夜もいつも帰ってくるかわからないという世帯が多いわけでございまして、個別の納付指導がなかなかできづらい世の中になってきてるわけでござります。それから、先生御指摘のようになりますが、国保料の大幅な引き上げというのは一つの要因であろうかと思つております。

○簞輪委員 確かに厚生省も認めになつたように、国保料の値上げが収納率低下と関係があるということから、逆に収納率を向上させるために

ありとあらゆる手段をとるのだということで、今日、保険証を渡さないとか電話加入権を差し押さえるとかいろいろな形で、制裁とも思えるような措置を講じながら収納率向上を図る、だから、徴収員というのがサラ金の取り立て並みの行動さえ行っているという指摘もあります。現実にこの取り立ての中で大変被害を受けて困っているというケースもあります。

今減免申請の制度があるとも言われますが、減免申請そのものについては、各自治体でそのような条例を制定してやらなければなりませんし、全国すべての市町村に条例があるというわけでもございません。そしてさらに、申請をする人に対して、現実にはさまざまな形での申請の取り下げを強要しているというケースが報告されております。千葉県の市川では、国保税の減免申請をしたのに対して、戸別訪問して、災害などよほどのことがない限り申請はできないのだから申請を取り下げなさいと言う。また、宮城県の方では、市職員が夜間に来て、なぜ減免申請をしたのか、だれに言われて申請した、減免は災害でないと適用にならないから取り下げほしい、あるいは申請しても通らない、他の申請者は取り下げた、あなたが取り下げなければ奥さんの勤務先などを全部調べなければならないと言つたり、それから母子家庭のところへも出かけていって申請取り下げを要求するというようななことまで行つてゐるわけです。

このような申請取り下げの強要というのはまさに越権行為であると私は思ひますし、このような人権侵害は決して許されないはずだとも思つのです。厚生省はこういった事態を一体どのようにとらえておられるのか、こんなことが許されると思ひなのが、お尋ねしたいと思います。

○近藤説明員 この条例によります減免制度を設けておりますのは大体必要があるところと、うござりますけれども、八五%程度の市町村にござまして減免制度を設けて運用しているわけで、個々具体的なケースにつきまして私ども十分承

知していないわけでござりますけれども、いろいろの市町村でお聞きいたしますと、やはり減免するからにはある程度の資料が必要なのでござります。所得の調査とか、これを改めてやるということでござりますので、その辺を調べるという御辞退なさる方もいらっしゃるというふうにお聞きしているわけでございます。特に減免申請を取り下げろというふうなのは決して好ましいとは思ひませんけれども、減免申請をするからには、やはり私どもとしては調査をした上で初めて減免を行なうというふうな建前をとつておりますので、その調査そのものはやむを得ないのでないのではないかというふうに考えております。

○筆頭委員 私は、調査がけしからぬと言つてはいるんじゃないんです。調査の方法が異常であり、そしてそこに取り下げを強要することが人権侵害ではないかと申しているわけで、その点についてお答えいただきたい。

○近藤説明員 取り下げを強要するという行為につきましては、決して好ましい行為ではございませんので、私ども、県を通じましてその点については御指導申し上げたいと思います。

○筆頭委員 今いろいろ申し上げたこと、大蔵大臣もお聞きになつたように、政府がやつたこの退職者医療制度創設に伴つて国保料の値上げがあちこちで行われる、そしてそれが滞納にもつながる、保険証をもらえないケースもある、そしてそれを督促するため呼び出す、さらにまた、減免申請に対するものとのようない状況を考えてみると、やはりこの七百三十一億円を切つたことは、私はけしからぬことだと思うんですね。大蔵大臣は財政を預かっておられるわけですから、こうした政府の見込み違いにおける不足分については、十分な財政措置を講ずるよう私は強く求めたいと思いますので、そこの点について大蔵大臣の御答弁をいただき、質問を終わります。

○竹下國務大臣 今度の補正予算、これは六十一年度予算もそうでござりますけれども、まさにぎります。

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余额の処理の特例に関する法律

りぎりの厚生省、大蔵省折衝の上で決定したものでござりますので、これの執行について十分なる配慮をなさるならば、私はそのことはカバーできるではなかろうかということを期待し、そして信じております。

○筆頭委員 終わります。

○小泉委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余额の処理の特例に関する法律

昭和五十九年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余额の処理について、財政法第六条第一項の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、昭和五十九年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余额については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十九年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余额の処理について、財政法第六条第一項の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小泉委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○筆頭委員 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小泉委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小泉委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十三分散会

昭和六十一年二月十八日印刷

昭和六十一年二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P